

目 次

① 設置の趣旨及び必要性	p. 1
② 学部・学科等の特色	p. 5
③ 学部・学科等の名称及び学位の名称	p. 5
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 5
⑤ 教員組織の構成の考え方及び特色	p. 9
⑥ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	p.10
⑦ 施設、設備等の整備計画	p.12
⑧ 入学者選抜の概要	p.13
⑨ 取得可能な資格	p.14
⑩ 実習の具体的計画	p.15
⑪ 編入学定員を設定する場合の具体的計画	p.18
⑫ 管理運営	p.19
⑬ 自己点検・評価	p.20
⑭ 情報の公開	p.21
⑮ 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	p.23
⑯ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p.25

金沢学院大学栄養学部栄養学科の設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

ア 金沢学院大学・金沢学院短期大学の教育理念、目的と沿革

金沢学院大学の前身は、昭和 21 年に設立された金沢女子専門学園（三年制）であり、昭和 25 年には学制改革による新制金沢女子短期大学としてそのスタートを切った。その後昭和 27 年に高等学校を併設し、地域の要望に応えた女子 5 ヶ年一貫教育を実現した。短期大学は、設立当初は文科・家政科としてスタートした。昭和 50 年には情報処理学科を設置し 3 学科となったが、平成 7 年の改組により情報処理学科が大学経営情報学部発展的に受け継がれた経緯を除けば、今日まで設立当初の流れをほぼ継承しており、現在は現代教養学科・幼児教育学科・食物栄養学科の 3 学科体制となっている。昭和 62 年には日本海側初の女子大学である金沢女子大学を開設し、北陸における女子高等教育への貢献を果たしてきた。

しかしながら、時代が求める男女共学の意義を認識し、迫りくる少子化時代への経営的視点も含めた対応策で、平成 7 年には、経営情報学科・産業情報学科からなる経営情報学部を開設するとともに大学の共学化を実現し、その名称を金沢学院大学に変更した。平成 18 年には、経営情報学部にはスポーツビジネス学科が届出により設置された。さらに平成 23 年、スポーツビジネス学科が独立する形で、スポーツ健康学部が設置された。そして平成 28 年、健康寿命の延伸が叫ばれる社会情勢のもと、運動と栄養の両面から健康増進を図る重要性から、その人材を担うものとして名称変更した人間健康学部にはスポーツ健康学科と並列する形で健康栄養学科を設置した。

学園創立以来、大学・短期大学ともに、その建学の精神である「愛と理性」に基づく真摯な教育と有為な人材の育成を行ってきており、さらに平成 18 年にはこの建学の精神を礎とする教育理念「創造」を制定し、併せて「ふるさとを愛し、地域社会に貢献する」などの 3 つの教育指針を明示することによって、教育内容の一層の具体化と学内外の理解の共通化を図ってきている。

イ 設置の趣旨

ア で述べたような沿革を経て、平成 28 年に、健康寿命の延伸が叫ばれる社会情勢のもと、運動と栄養の両面から健康増進を図る重要性から、その人材を担うものとしてスポーツ健康学部から名称変更した人間健康学部にはスポーツ健康学科と並列する形で健康栄養学科を設置した。それ以来、両学科の連携を深め、相互交流できる協力体制を構築してきた。しかし、スポーツ科学分野および栄養学分野におけるそれぞれの専門性の高度化により、両分野の学問領域が多岐・広範に渡るようになった。実際、健康栄養学科一期生の卒業後の就職先は、管理栄養士の資格を前提とした職種に特化したものであり、アスリート、スポーツ指

導員、体育教員、公安・公務員、スポーツ産業等を主な就職先とするスポーツ健康学科とは大きく異なっている。

金沢学院大学人間健康学部健康栄養学科は、石川県唯一の管理栄養士養成施設として、平成28年4月に認可を受け、令和2年3月に1期生を送り出した。石川県は、全国的にみても高齢化の進行など、フィールドとして、わが国のこれからの時代を先導しうる要件を備えている点を踏まえ、＜生き生きとした高齢社会を目指す県づくり＞を掲げ、健康と人づくりに力点をおいた政策を推進してきている。そのような背景の中で、本県の特性を活かした「自立した共生社会を目指す県づくり」を推進する一翼を担うものであるとして、管理栄養士養成施設の設置が要望された経緯がある。そして、前述の通り健康栄養学科は本年3月に初めての卒業生を地域に輩出した。一期生の98％は石川県、富山県内各地域で、行政、病院、保健所、幼稚園・保育所、学校等において、管理栄養士業務を担い、地域社会の発展と福祉の向上に貢献すべくそのスタートをきったところである。

社会の高齢化が進んでいる中、国民の多くは健康で安心した老後を過ごしたいと切望している。一方、国民医療費に占める老人医療費の割合は益々増加し、国民経済圧迫の一因となっている。高齢者の健康に大きく影響する糖尿病、脳血管疾患、癌などの生活習慣病に対しては、食生活・栄養の改善を中心とした一次予防が重要であることが近年強く認識されている。また、生活習慣病の治療や再発防止・重症化予防、高齢者の低栄養・認知症、多様な働き方と生活習慣病の一次予防、若者のダイエット志向、子どものアレルギーや肥満等においても栄養の問題は非常に重要である。さらに、食品中の環境汚染物質の健康に及ぼす影響、新規に開発される食品の安全性など、食に関する国民的関心は高い。また、平成17年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（地域密着型サービス）が創設されたが、この制度の中で食の問題は重要な位置を占める。そのような中で、国民の期待する健康増進・疾病の予防・治療・リハビリ・介護・公衆衛生活動等の分野に資質の高い管理栄養士が、より一層参加していくことが強く求められている。

管理栄養士の業務の一つである栄養管理に、栄養マネジド・ケアの導入がされ、さらに政策《平成15年5月 健康増進法（栄養管理基準）、平成17年5月 日本人の食事摂取基準、平成17年10月 改正介護保険（施設給付の見直し）、栄養ケア・マネジメント、平成18年4月 介護予防給付、平成18年4月 診療報酬改訂、入院栄養管理実施加算、平成18年4月 障害者自立支援法、平成20年4月 医療制度改革、特定健診・保健指導、平成25年4月 栄養管理実施加算の包括化、平成28年4月 診療報酬改定、平成30年4月 診療報酬・介護報酬同時改定、令和2年4月日本人の食事摂取基準改定、日本食品成分表改訂、診療報酬改定、子育て支援制度における栄養加算》に栄養マネジド・ケアに基づく栄養管理の導入が行われ、専門職として管理栄養士が加えられ、政策毎にその職種が明記されてきた。令和2年度診療報酬改定において栄養関係部分の主な変更点は、（1）医師等医療業種におけるタスク・シェアリング／タスク・シフティングにおける栄養サポートチーム

医療等の推進、(2)業務の効率化に資する外来栄養食事指導における ICT の利活用の認可、(3)地域との連携を含む多職種連携の取組(摂食嚥下リハビリテーション等の評価・支援)推進、(4)個別栄養食事管理(がん患者に後天性免疫不全症候群、末期心不全が加わる)加算の見直し、(5)外来化学療法での栄養管理の評価、(6)医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進、(7)集中治療室での栄養管理の評価、(8)早期栄養介入管理の推進、(9)回復期リハビリテーションへの栄養の介入、(10)質の高い在宅医療・訪問看護の確保への介入、(11)地域包括ケアシステムの推進のための取組への介入、(12)「栄養情報提供加算」の新設、(13)栄養食事指導(外来栄養食事指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料)の見直し、(14)入院時食事療養費(管理栄養士の業務見直し、新しく対象疾患が追加)の見直しといったように、食を通じた日々の生活における健康づくりの全てにわたっている。

先に述べたように、医療制度改革は、これまでの医療機関や施設中心から地域、在宅での医療や介護に転換を求めている。多様な状況、多様なニーズに対応するためには、従来のようにひとりの専門職者やひとつの医療機関がすべてを担うのではなく、患者・サービス利用者を中心に医療保健福祉の連携を図りながら医療やケアを行っていく必要がある。

石川県においても、先に述べた現状や課題は共通しており、避けて通れない状況にある。北陸を牽引する石川県では、高齢化対策として、今後、新たな健康長寿政策の創出を推し進める必要がある。その際、医療・福祉・介護、さらには高齢者や退院者への食事指導や提供といった栄養管理・ケアを有機的に結合させていくのが効果的である。この取り組みを、県、市町村、団体、県民等が一体となり推進していくうえでも、担い手である管理栄養士の果たす役割はますます重要となると認識している。

本学においては、このような背景及び時代のニーズに対応した、すなわち、人々が健やかに豊かに暮らすことのできる社会を構築する人材を養成することを究極の目的とし、地域社会の中で人々と健康・医療・福祉・介護に関する多用な問題を協働して解決する変革力のある人材を育成する。本学では、令和3年4月より、健康栄養学科(管理栄養士養成課程)を現所属の人間健康学部から独立させ、栄養学部栄養学科とすることを決定した(令和2年3月25日学校法人金沢学院大学理事会)。人間健康学部健康栄養学科(管理栄養士養成課程)から栄養学部栄養学科(管理栄養士養成課程)への変更に伴う、育成する人材および基本的枠組みの概要は以下の通りである。

養成する人材

1 幅広く深い教養と知識を身に付けた人間性豊かな職業人

食は命の基本であり、その食に携わる管理栄養士には、人の心に添いながら支援を行っていく自覚と、相手の人格を尊重し、人の心を理解できる気持ちを常に持ち続けることが求められる。高い倫理観と人間への尊厳と、広い視野を備えた人間性豊かな管理栄養士。

2 食と「栄養」に関する高度な知識と技術を有する専門職

現代社会を取り巻く食環境や文化も含めた食と「栄養」に関する幅広い知識と技術を持って、栄養学をはじめとする関連分野を論理的かつ科学的に理解し説明することができ、かつ、健康を食と栄養の視点から考え、実践的に行動できる管理栄養士。

3 食と「栄養」の力で疾病の予防に貢献できる専門職

健康の維持や増進、疾病の発症や高齢者の低栄養の一次予防、重症化予防などにかかわる「予防医学分野」で栄養学を実践し、地域、医療・福祉領域で健康を科学的・総合的に考え行動できる管理栄養士。

4 意欲的に成長し続ける栄養のスペシャリスト

食と「栄養」を介して人々のQOL（生活の質）の向上を支援するため、社会的責任と職業倫理を常に自覚し、生涯、自己研鑽を積み続ける、高い意識と強い意志を持った管理栄養士。

そして、栄養学部栄養学科は、次に掲げる能力を有する学生に「学士（栄養学）」の学位を授与する（ディプロマ・ポリシー）。

栄養学部：

1. 学則に定める所定の期間在学し、学科の教育理念及び教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、卒業要件を満たす所定の単位数を修得していること。
2. 食と「栄養」を通じて人類の福祉に貢献しようとする意志を有し、それを実現する幅広い教養と専門的知識と技能をともに修得していること。
3. 社会生活に必要な基礎的教養とコミュニケーション能力を有し、社会の変化に対応できる総合的判断力を有すること。

栄養学科：

1. 命の基本である食を通じた支援を人々に行う役割を担うことから、豊かな人間性と、その背景にある幅広く深い教養と知識を身に付けている。
2. 少子高齢社会の到来や、人々の価値観の多様化などによる食を取り巻く環境の変化を受け、高度化かつ複雑化が進んでいる栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けている。
3. 食環境・食文化を含めた食に関わる幅広い知識と技能を修得することにより、栄養学の概念を論理的かつ科学的に理解している。
4. 地域社会における、健康の維持・増進、疾病の予防・治療、高齢者の低栄養・介護予防に必要な栄養学及び関連学問分野の知識と技能を修得している。
5. 食と栄養と健康に関して、科学的根拠に基づいた論理的な思考ができる。
6. 予防の観点から、栄養に関わる諸問題を解決し、地域・医療・福祉・介護における栄養管理・栄養改善を実践できる。
7. 地域・医療・福祉・介護における栄養管理・栄養改善に、社会的な責任のもとに取り組む意欲をもつ。

8. 職業倫理を基盤として、栄養学及び関連学問分野を生涯学び続ける強い意志をもつ。
9. 地域・医療・福祉・介護の分野における多様なニーズに対応できる最新の栄養学知識と応用技能を学び、人間栄養学の観点から栄養教育を実践できる栄養と食生活の専門職業人として、主体的に課題を見出して解決する能力を身につけている。

② 学部・学科等の特徴

食は命の基本であり、我々は日々食物を摂取することで命を営んでいる。食をめぐる課題の解決には、「食べる力」すなわち「生きる力」を育むことが重要だととらえ、国をあげて、生涯にわたる食育を推進し、健康寿命のさらなる延伸に取り組んでいる。健康を維持・増進させるとともに、あらゆる病気の予防と快復を促すための正しい知識と技術が、管理栄養士に強く求められている。食の持つ力が科学的に解き明かされるにつれ、栄養（食物を摂取することで命を営むこと）と食から人々の暮らしを支える人材の養成が、保健衛生、介護や福祉、食品開発など、幅広い分野で期待されている。

栄養学部栄養学科では、食と「栄養」に関する高度な知識と技術を基盤として、食と「栄養」の力で疾病の予防に貢献できる、かつ、意欲的に成長し続ける栄養のスペシャリスト（管理栄養士）を養成する。具体には、（ア）専門の知識・理解を深め、（イ）予防の観点から、栄養に関わる諸問題を解決し、地域・医療・福祉・介護における栄養管理・栄養改善を実践できる汎用性のある技能を習得し、（ウ）地域・医療・福祉・介護における栄養管理・栄養改善に、社会的な責任のもとに取り組む意欲、さらに職業倫理を基盤として、栄養学及び関連学問分野を生涯学び続ける強い意志をもつ態度・志向性有し、加えて、（エ）地域・医療・福祉・介護の分野における多様なニーズに対応した栄養教育を実践できる、総合的な学修経験と創造的思考力を培う教育を行うこととする。

また今後、人間健康学研究科の開設も計画している。

③ 学部・学科等の名称及び学位の名称

本学科は、健康の維持・増進や病気の予防に資する栄養管理や栄養改善の専門的職業人である管理栄養士の養成を目指すものであり、学部名称を「栄養学部」、学科名称を「栄養学科」とし、学位は「学士（栄養学）」とする。

また、英文名称は次のとおりとする。

学部名	Faculty of Nutritional Science
学科名	Department of Nutrition
学位名	Bachelor of Nutrition

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

ア 教育課程の編成の考え方

栄養学部栄養学科では、職業生活や社会生活でも必要となる汎用的能力を身につけ、食と

栄養に関する高度な知識と専門的な技術を持った管理栄養士を養成するため、順次性のある教育課程を配置する。教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりとする。

栄養学部：

1. 幅広い教養を身につけ、コミュニケーション能力、判断力、社会貢献に対する意識を養うために、教養科目を配置する。
2. 各学科の提供する専門科目を通じた専門的知識の修得と論理的思考を行う力を身につける。
3. 豊かな人間性により他者の心情を共感、理解し、自ら情報を発信し円滑なコミュニケーションを通じて指導できる力を身につける。

栄養学科：

1. 全学共通科目においては、社会人としての知の基盤となる、教養と幅広い知識を身につけることで豊かな人間性を養う。
2. 1年次に導入分野を開講することで、管理栄養士における専門職業人としての将来の進路に関心をもたせる。
3. 2年次から専門基礎科目に加えて新たに専門科目を開講して、講義と実習や演習を有機的に組み合わせて学修することにより、高度な専門知識と技能を修得する。
4. 3年次及び4年次においては、臨地実習を病院・老人介護施設・保健所・保健センター、特定給食施設などできめ細かな指導のもとに行うことで栄養学の知識に加え技能を修得し、幅広い現場で実践できる能力を養う。
5. 4年次に卒業研究を全学生に課すことにより、栄養学における課題の発見・問題解決能力を涵養する。

イ 教育課程の編成の特徴

カリキュラム・ポリシーに基づき、本学科の教育課程は、「教養科目」と「専門科目」の2つを基本的枠組みとし、体系的な編成とする。なお、科目相互間の選択履修等に係る順次性は、履修系統図に示すとおりである。

【資料1：履修系統図】

I 教養科目・外国語科目

教養科目は、管理栄養士課程 4 年間の基盤となる学習方法を身につけ、幅広い教養の涵養、及び適切な人間関係に必要なコミュニケーションの能力の育成を目的とした科目群で構成されており、学修基礎科目、人文・社会科学科目、スポーツ科学科目、キャリア科目、自然科学科目、地域連携科目の 6 つの区分とし、それに外国語科目が加わる。

II 専門科目

食と栄養に関する高度な知識と専門的技術をもった管理栄養士を養成するため、管理栄養士学校指定規則（昭和 41 年 3 月 2 日文科省・厚生省令第 2 号）を踏まえ、「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」（特定非営利活動法人日本改善学会理事会、平成 21 年 5 月 23 日）を参考としつつ、栄養士資格の取得を卒業要件とし、管理栄養士国家試験の受験資格及び栄養教諭一種免許状が取得できる教育課程を編成する。

専門科目は「専門基礎科目」「専門実践科目」「関連科目」の 3 つの科目区分で構成し、それぞれの科目群について講義・演習科目と実験・実習科目及び校内・臨地実習科目の配置を年次ごとに段階的に配置し、理論と実践のバランスの取れた教育課程としている。

1. 専門基礎科目

管理栄養士として適切な栄養ケア・マネジメントを行う上で必要な基礎知識・技術を学ぶ。「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の 3 つの科目群で構成する。

a. 社会・環境と健康

人間とそれを取り巻く社会・環境との相互の関係を理解し、その知識をもとに健康の評価と健康増進について考えを深めることを目的とする。このため「健康栄養学概論」「公衆衛生学」の 2 科目を必修科目として配置する。

b. 人体の構造と成り立ち及び疾病の成り立ち

人体の構造と機能について体系的に理解するとともに主要な疾患についての病態、特に栄養との関わりについて理解することを目的とする。「解剖生理学」「解剖生理学実験」「生化学Ⅰ」「生化学実験」「微生物学」「病態生理学Ⅰ」を 1 年次から 2 年次にかけて必修科目として配置する。また、選択科目として「生物有機化学」「生化学Ⅱ」「微生物学実験」等を配置して、学びの幅を広げる。

c. 食べ物と健康

食品に含まれる成分についての知識を確かなものとし、食品の産生、調理、加工の各過程を科学的に理解し、また、食品の栄養学的評価、食品の安全・衛生の管理について実践的な知識を身につけることを目的とする。このため、「食品学Ⅰ」「食品学Ⅱ」「調理学」「食品衛生学」等の講義科目に加え、「調理学実習Ⅰ」をはじめ、実習・実験科目を多く配置している。

2. 専門実践科目

管理栄養士が活動する様々な職場において、活動の基盤となる広範な知識を体系的に修得する。「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」「卒業研究」及び「栄養に係る教育に関する科目」の 10 の

科目群で構成することとしている。

「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」の科目を1年次から3年次に配置し、これと並行して「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の科目を2年次から3年次に配置する。さらに、「総合演習」「臨地実習」「卒業研究」の科目を4年次に配置する。

a. 基礎栄養学

栄養素の体内での働き、相互作用、代謝とその生理学的意義など、栄養学全般の基盤となる知識を学び、さらに、健康維持、疾病予防を栄養学的な見地から観る力を身につけることを目的とする。このため「基礎栄養学」を2年次前期に「基礎栄養科学実験」を2年次後期に配置している。

b. 応用栄養学

発育から老化にいたるライフステージによって変化する人体の生理的狀態を理解し、身体狀況と栄養狀況を考慮した栄養ケア・マネジメントを行う力を身につけることを目的とする。「栄養管理学」を2年次に、「応用栄養学演習」「応用栄養学実習」を3年次に配置している。

c. 栄養教育論

健康・栄養状態、食行動、食環境などを、収集したデータに基づいて分析し、科学的・総合的に評価する力を身につけるとともに、対象者の健康の維持・増進につながる栄養教育・カウンセリングの理論と方法を学ぶことを目的とする。「栄養教育論」等を2年次に配置し、「栄養教育論実習Ⅰ」「栄養教育論実習Ⅱ」「栄養教育論演習」を3年次に配置する。

d. 臨床栄養学

疾患の病態生理を理解し、患者一人ひとりの身体状態、栄養状態、及び病態に基づいた、適切な栄養ケア・マネジメントを行うとともに、チーム医療の一員としての役割を果たす力を身につけさせるのを目的とする。「臨床栄養管理学」を2年次に、「臨床栄養学Ⅰ」「臨床栄養学Ⅱ」「臨床栄養学演習」及び「臨床栄養学実習」を3年次に配置する。

e. 公衆栄養学

地域及び職域の栄養と健康に関わる諸課題をそれらと関連する様々な要因について、収集したデータに基づいて科学的・総合的に評価する力を養い、さらに医療、保健、福祉、介護などの分野で、地域における健康課題を踏まえた体系的かつ総合的な栄養のケア・マネジメントを実現するために必要な理論と方法について学ぶことを目的とする。「公衆栄養学」を2年次に配置し、「公衆栄養学演習」及び「公衆栄養学実習」を3年次に配置する。

f. 給食経営管理論

給食管理や関連する資源を総合的に把握し、栄養面、衛生面、経済面から求められる諸条件のなかで、適切な給食運営のマネジメントを実行できる力を身につけ、さらに、給食施設利用者のアセスメントの方法、マーケティングなどについて実践的な知識を学ぶことを目標とする。「給食経営管理論」「給食栄養管理論」「給食経営管理基礎実習」「給食経営管理応用実習」を2年次に配置する。

g. 総合演習

臨地実習を円滑に進めるための事前指導及び実習の成果を定着させるための事後指導を行い、さらに専門分野において修得した知識・技術などを分野横断的な見地から見直すことにより、栄養ケア・マネジメントや栄養評価に必要な総合力を身につけることを目的とする。「臨地実習事前・事後指導」を2年次に、「総合演習」等を4年次に配置する。

h. 臨地実習

現場での管理栄養士の実務を体験することにより、専門的知識と技術の統合、習熟を図り、管理栄養士として必要な問題発見、解決能力を身につけることを目的とする。このため、「給食の運営校外実習」「臨床栄養臨地実習」「給食経営管理臨地実習」「公衆栄養臨地実習」を3年次から4年次に必修及び選択必修科目として配置する。実習方法・実習施設については後述する。

i. 卒業研究

学修で得られた知識・技能を基盤として能動的に考える力を養うため、学生が研究テーマを設定して、自主的な研究を行い、教員は指導と助言を行う「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」を必修科目として4年次に配置する。

j. 栄養に係る教育に関する科目

栄養教諭一種免許状の取得を希望する学生を対象に、小学校または中学校の教員として児童・生徒に対する食育指導に必要な高度な知識と実践的指導力を養成するために「学校栄養教育法」「食に関する指導法」を3年次に配置する。

3. 専門関連科目

地域の食文化の継承、発展を担う素養を培うため、石川県で育まれた豊かな食文化を学ぶ「石川の食」、石川県に富山県や福井県を含めた北陸地域が持つ特有の食文化を学ぶ「北陸の食文化」を配置する。さらに、管理栄養士としてさらに高度な技能を身につけるため「専門英語」「レポート・プレゼンテーション演習」等を配置する。

これ以外に、卒業要件の科目には該当しないが、資格に関係する科目としてフードスペシャリスト資格認定試験受験資格の取得を希望する学生を対象に、「フードスペシャリスト論」「食料経済」「フードコーディネート論」を配置する。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

本学科の教育の目的として掲げているとおり、高いコミュニケーション能力を基盤として栄養マネジメントや栄養指導・運動指導が行える管理栄養士を育成するための専門的教育を行うことを共通認識とする。本学科の専任教員は教授8人、准教授2人、助教3名の合計13人、及び専任実習助手5人で構成されている。

なお、本学科の専門教育において中核となる「専門分野」「専門実践分野」については、ほとんどの科目を専任教員が担当することとしており、また、学科として十分な研究機能を

果たすことを踏まえて、専門領域における博士号等の学位、豊富な教育歴や相応の研究業績を有する専任教員を配置している。

また、専任教員の年齢構成は、完成年度において、40 歳代 1 人、50 歳代 3 人、60 歳代 5 人、70 歳代 4 人となり、熟達の域にある教員を中心として専門教育を教授するに相応しい教員構成としており、また、その後の中核となる 40～60 歳代前半が 6 人と約半数を占めることから、バランスのとれた年齢構成と考える。

なお、60 歳代の 2 人、70 歳代の 3 人、合計 5 人の教員について、本学就業規則における定年を既に超えているものの、本学人事委員会で完成年度までの特別任用が既に決定しており、専任教員の配置計画について全く支障はない。

当該教員の補充計画について、完成年度以降は、栄養学に関する新たな研究を推し進めることのできる力量を有する教員や併設の短期大学で実践的な経験を積んだ積極進取の教員を計画的に採用し、教育研究水準の継続的な維持向上を図っていくこととする。具体的には、令和 7 年 4 月に主要な科目である公衆栄養学分野、給食経営管理分野、応用栄養学分野の教員を採用する計画としている。いずれも教授又は准教授で、40 歳代から 50 歳代を想定している。また、同年に食品学分野と臨床栄養学分野の教員を採用する計画としている。なお、同分野に教授又は准教授 1 名がいることから、30 歳代の講師又は助教を想定している。

⑥ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

ア 教育方法

知識の理解や理論的な学修を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態とし、態度、志向性、技能及び技術の修得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採用する。また、理論的知識を実務に展開・応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実験・実習による体験型学習の形態を採り、理解の深化と実践力の育成を図る。

1 クラスの学生数は、授業科目ごとの授業形態による教育効果を十分に考慮して 40 人程度とする。また、講義室の広さ、設備など学生の教育効果を十分考慮して、講義形式は合併授業、実験・実習形式科目はクラス毎に行なうものとしている。

なお、実験・実習形式科目において、受講生が 40 人を大きく超える場合はさらに分割して授業を行うものとする。

各科目の配当年次は、1 年次では専門教育科目のうち専門基礎分野の科目を中心とし、年次進行に伴い専門応用分野の科目群を導入して、臨地実習、卒業研究に向けて段階的に学修を進める。

イ 履修指導方法

多様化する現代社会の要請に応じて、学生が卒業後の進路を自ら決定し、それぞれに適した科学的理解力と実践能力を身につけられるように、履修モデルを提示し、丁寧な指導を行

うことにしている。

入学時はガイダンスにおける学科全体での指導により、また、進級後も毎年度当初に開催する履修ガイダンスや教員が個々の学生に対して履修指導を行い、きめ細かな学修指導を行っていく。

より良い教育成果を実現するために、個々の学生の情報を教員間で共有し、きめ細かい学生指導が可能となるよう、委員会活動等を含めた定期・臨時的会合を開くなどして専任教員間の連絡を密にする。また、教員が少人数の学生を分担・担当するアドバイザー制度を採用入れ、学生の抱える問題を早期に見出して対応できる体制をとることにしている。

なお、学生の進路ニーズとしては、栄養士資格取得の上、管理栄養士受験資格の取得を前提として、保健、医療、福祉、企業等で栄養管理の専門職としての進路を希望する学生への履修モデルと、さらに栄養教諭の教員免許を取得して、小・中学校教諭としての進路を希望する学生への履修モデルが中心となる。

【資料 2：授業時間割】

【資料 3：履修モデル】

本学では学生の学力の維持向上を図る観点から、全学年にわたる CAP 制と、2 年次から 3 年次段階への進級制を採用しており、新学部でもそれに倣うものとする。

大学設置基準における適切な時間外学修の確保に基づき、本学では各セメスターにおいて、履修可能な単位数の上限を 24 単位、年間では 48 単位と定めている（以下、CAP 制と呼ぶ）。栄養学部栄養学科においても CAP 制の下、学生が各セメスターにおいて適切な履修を行い、十分に学修を深めることができるよう履修指導を行う。なお、CAP 制は卒業要件とならない教職科目には適用されない。

この上限 24 単位については以下のように算定した。まず、本学科の教育課程に含まれるほぼすべての授業が 2 単位であることを踏まえると、履修可能な単位数上限が 24 単位であることは、半期あたり 12 科目の履修を実質的な上限とすることを意味する。多くの科目について 1 科目 1 週間当たりの授業時間数は 90 分であるので、事前・事後の学修を含めて 1 科目を学修するためには 270 分（4 時間半）を要するとし、上限科目数の 12 を乗ずることにより 54 時間を得る。これを月曜から土曜までの 6 日間で割り、学生の 1 日あたりの学修時間を算出すると 9 時間となる。従って、これ以上の履修は学修時間の確保を妨げる恐れがあるため、24 単位を上限とすることとする。

また、3 年次への進級に必要な単位数を 50 単位とする。

ウ 卒業要件

卒業要件単位数は、教養科目は必修科目 12 単位及び自然科学分野から 4 単位以上を含む 20 単位以上、外国語科目は必修科目 4 単位を含む 8 単位以上、専門科目では、専門基礎科目の必修科目 25 単位以上、専門実践科目の必修科目 26 単位以上、専門関連科目を含め 100

単位以上を修得し、合計 128 単位以上としている。

CAP 制については、資格等に係る科目を除き、年間 48 単位を上限とする。

⑦ 施設、設備等の整備計画

ア 校地、運動場の整備計画

本大学専用分、及び学校法人金沢学院の設置する金沢学院短期大学との共用分を含めた校地面積 128,706 m²については、大学が必要とする基準面積 19,000 m²（収容定員 1,900×10 m²）、短期大学の基準面積 3,200 m²（収容定員 320×10 m²）を大きく上回っており、設置基準上の問題はない。学生の学習スペースや休息場所も十分に確保しており、大学教育に相応しい環境を整えている。

イ 校舎等施設の整備計画

平成 28 年に設置した健康栄養学科の教育研究及び学生指導の充実を図るために、4 号館及び 5 号館（実習棟）を改修し、5 号館（実習棟）には規定された設備・器具等を備えた「臨床栄養実習室」、「応用栄養実習室」、「調理実習室」、「栄養教育実習室」を整備し、「給食経営管理実習室」および「実習食堂」は管理栄養士養成に対応するよう大幅な改善改修工事を行った。また、5 人の助手が常駐するための「助手室」を設け、「学生自習室」を隣接させることにより、助手と学生のより密接な教育環境を実現し、学生の質問に素早く対応できる体制を整えている。

講義室は、全学共用としているが、専門教育の充実を図るために、5 号館の実験・実習施設に隣接した 4 号館に専用講義室を各学年 2 教室、合計で 8 教室を中心に使用する予定である。

以上のように、大学設置基準第 36 条を踏まえ、校舎等の教育研究施設については、本学科の教育課程が円滑に実施できる環境が整っており、これを管理維持する予定である。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館の蔵書数は 22 万 7 千冊（令和 2 年 3 月現在）である。なお、本学図書館は併設の短期大学との共用としており、その概要については、延床面積 2,755 m²、閲覧席は 335 席の規模となっている。検索用パソコン 6 台、AV ブース 12 席などを設けている。開館時間は、長期休業期間を除き、平日が午前 9 時から午後 8 時まで、土曜日が午前 9 時から午後 3 時までとなっている。

蔵書図書等はほぼデータ化され、Web OPAC に公開されている。また、図書館は石川県大学図書館協議会等に参加しており、国立情報学研究所や国立国会図書館等と連携するなど、相互協力体制ができている。

図書については、前身の人間健康学部健康栄養学科より、栄養学分野（健康科学を含む）の図書の整備を進めてきた（約 5 万 7 千冊）。栄養学部栄養学科においてもこの方針を継続

する。その他、各教員が購読する各専門分野の雑誌を学生が利用できるよう、学科の図書室を整備する。

⑧ 入学者選抜の概要

本学科は、次に述べる本大学の入学者選抜及び学生募集に沿って、栄養士及び管理栄養士の資格取得を含め、栄養学全般に関心を有し、これらの学修を通して地域社会への貢献を志向する学生の確保に努める。高い目的意識を持ち、自らの学習を主体的に選択できる学生の確保を図る。

学生募集にあたっては、以下のような学生を求める（アドミッション・ポリシー）。

栄養学部：

多くの課題を抱える現代社会においては、高度の課題解決能力が求められる。基礎学力を有し、勉学意欲が旺盛で、食や栄養を通して人間の健康と幸福に関心を持つ人を受け入れる。

栄養学科：

1. 人間、健康、栄養そして食への関心があり、栄養学を学ぶ強い意志をもち、人間性と生命に対する畏敬の念を有する人
2. 栄養学を学ぶにあたり、必要な基礎学力に加え、論理的な思考能力を有する人
3. 知識・教養を基盤として、深い思考のもとに適切な判断ができ、柔軟な思考のもとに自由な発想で問題を解決し、また、コミュニケーション能力を磨き、自己表現能力を高めようとする高い志がある人
4. 人とかかわりを大切にし、多様性を尊重してチームワークのとれる豊かな人間性を持つ人
5. 本学で学んだことを生かし、地域と社会において人々の栄養改善・健康増進に貢献したいという意欲と熱意を持つ人

本大学の入学者選抜は、推薦入試（エントリー入試（いわゆる AO 入試に相当）を含む）、一般入試（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期）、大学入試センター利用入試（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期）の別を設けている。推薦入試における選抜については、多様な入学者選抜制度となるように努め、一般推薦（専願制）、一般推薦（併願制）、特別推薦、社会人推薦の4種類の選抜方式を設けている。特別推薦では、さらに、指定校推薦、専門高校推薦の別を設けている。社会人の受け入れについては、社会人推薦によって募集しており、条件として24歳以上で社会人経験（家業及び家事従事者を含む）を持つ者で、高校卒業若しくは高校卒業と同等の資格がある者を募っている。

一般入試（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期）では、学力考査として英語を必修、理科分野科目から1科目、国語又は数学から1科目の選択とし、計3科目を課す方式を採用する。

大学入試センター利用入試では、英語を必修、理科分野科目から最高得点の 1 科目、前出以外の理科分野科目・数学科目・国語から最高点の 1 科目の計 3 科目の得点で選考することとしている。いずれの学力考査においても、栄養学を学ぶ上で、一定の学力水準に達していることを想定している。

なお、各試験区分の募集人員は次表を予定している。募集人員は 80 名とし、区分別募集人員は次表のとおりとする予定である。

入試区分	募集人員	区分別募集人員	
		指定校推薦	33 名
推薦入試	35 名	一般推薦	2 名
一般入試	30 名	I 期	27 名
		II 期	2 名
		III 期	1 名
大学入学共通テスト利用入試	15 名	I 期	12 名
		II 期	2 名
		III 期	1 名

⑨ 取得可能な資格

本学科においては、指定された専門科目を履修することで国家資格である管理栄養士の受験資格を得ることができる。なお、栄養士資格は卒業要件としており、卒業時に資格取得が可能となる。

また、石川県において「第 2 次いしかわ食育推進計画」が策定されつつあり、「家庭、保育所、幼稚園、学校、地域等における食育の推進」が謳われていることから、食育の推進は重点課題であると考え。これを担う人材として栄養教諭一種免許状を取得できるようカリキュラムを設定する。

その他取得可能な資格として、次のとおり計画している

①社会福祉主事（任用資格）

卒業要件に含まれる科目の履修により取得が可能。

②フードスペシャリスト（民間資格）

卒業要件に含まれる科目の履修及び指定された自由科目の履修により認定受験資格を得ることができる。

【資料4：卒業要件単位を修得することにより得られる資格・免許】

⑩ 実習の具体的計画

ア 実習の目的

臨地実習は現場での管理栄養士の実務を体験することにより、専門的知識と技術の統合、習熟を図り、管理栄養士として必要な問題発見、解決能力を身につけることを目的とする。栄養士免許取得に必要な「給食の運営校外実習」（1単位）、「臨床栄養臨地実習」（2単位）の2科目（3単位）を修得するよう履修指導を行い、併せて「給食経営管理校外実習」（1単位）、「公衆栄養臨地実習」（1単位）の2科目から1科目（1単位）を選択するよう履修指導を行うこととする。「給食の運営校外実習」及び「給食経営管理校外実習」は主に福祉施設及び事業所で、「臨床栄養臨地実習」は病院で、「公衆栄養臨地実習」は保健所・保健センターで、それぞれ実習を行う。

これらの臨地実習に先立ち、各分野の担当教員は実習施設において学生指導を担当する管理栄養士と実習内容等について綿密な協議を行い、臨地実習の成果を十分なものにする。総合演習の「臨地実習事前・事後指導」においては、それまでの講義・実習で身につけた知識・技術をより実践的な能力に高めるという臨地実習の意義・目的を学生に理解させ、実習を円滑に行うために必要な事前指導を十分に行う。

実習期間中は実習担当教員を中心に学科の専任教員が各施設を巡回し、学生の実習状況について施設の管理栄養士と緊密な連絡を行い、学生に対して必要な指導を行う。

イ 実習先の確保の状況

実習施設としては、前身となる人間健康学部健康栄養学科において、石川県を中心に近隣の富山、福井県の病院、福祉施設、事業所、及び保健所等、合計54施設、受け入れ学生総数257人分を確保している。内訳は、病院が30施設、114人、福祉施設・事業所が24施設、105人、保健所が8施設、43人である。これらの施設については、実習受け入れに係る「承諾書」を提出してもらっている。新学部においても、引き続きこれらを実習先とすることとし、今後さらに実習施設の確保を進めて行く予定である。

添付資料として、人間健康学部健康栄養学科として得た「承諾書」を添付する。

【資料5：実習施設受け入れリスト】

【資料6：承諾書】

ウ 実習先との契約内容

実習の依頼については、実習施設の環境や業務内容、受け入れ体制等の確認を経たうえで、文書をもって正式な実習依頼を行うこととしている。なお、実習生の受け入れに際しては個人情報保護や事故防止に関する取り決めを交わすこととしている、特に実習中の不測の事態に対処するため、事故防止策や事故発生時の対処法等について慎重に取り決めるとともに、事故発生時の緊急連絡・連携体制を明確に定める。

エ 実習水準の確保の方策

アで述べた「臨地実習は現場での管理栄養士の実務を体験することにより、専門的知識と技術の統合、習熟を図り、管理栄養士として必要な問題発見、解決能力を身につけることを目的とする」を達成するため、実習施設に対して、各実習の目的、内容及び期間などを事前に取り決めるとともに、学生に対しては、授業科目毎の実習目的、実習目標、実習内容を熟知させることとし、実習で一定水準の成果が確保できるよう事前・事後指導を行うものとする。

オ 実習先との連携体制

学科教員、実習施設、教職センター、実習校の実習担当者との間で連携を取りながら実習中の指導を行うこととする。各実習生に対して個別に実習指導教員を配置し、実習校への訪問指導を実施する。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保健等の加入状況）

いずれの実習においても、事前にガイダンスの時間を設け、感染予防に関する対策、保険加入などの安全確保の状況及び実習中に知り得た情報に関する守秘義務や SNS の利用に係る注意点など、学生への留意事項等について説明する。具体的には、実習年度には必ず健康診断を受け診断書を提出すること、感染症については、教育実習先の自治体が指定している抗体検査（麻疹等）を受けて抗体の確認を行うことである。保険については、入学時に加入を義務付けている本学指定の「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」によって、実習時の事故等に対応可能である。

「教育実習」においては、教育実習事前指導（石川県教育長特別指導講話、富山県教委主幹特別指導講話、石川県教育センター指導主事）などの講義の受講及び金沢学院高等学校での事前指導と授業準備を行う。

キ 事前・事後における指導計画

一定水準の実習成果を上げるために「臨地実習事前・事後指導」の授業科目を設け、事前事後の指導を強化徹底する。

① 事前指導

臨地実習を有意義なものとするため、事前教育では、実習の目的や目標を設定し、実習施設の概略を理解する。また、履修した科目の知識を整理し、個人またはグループでの研究課題の検討を行う。さらに、可能な場合は、実習施設の管理栄養士等による集中講義を事前に行い、実習に向けての準備を行う。

② 事後指導

事後教育では報告会を開催し、各施設の実習内容、研究課題、実習先で学んだ事などの情報交換を行い、管理栄養士の職務について理解を深める。臨地実習の総まとめであり、管理栄養士の職務、備えるべき知識とスキル、使命について理解を深める。

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習期間中は、臨地実習の担当者を中心に専任教員が巡回指導を実施し、実習の目的・目標が実習施設でどのように実践されているかを把握することとする。実習施設の指導者と情報交換・意見交換を行い、実習の相互理解を深めていくことし、事後の学生指導に反映させるものとする。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

実習校における教育実習担当の正規教員が指導に当たる。主担当の指導教員以外にも、同科目の教員がサポートに当たり、実習生の自由な授業見学を認める体制をとることとする。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

臨地実習の成績評価方法は、予め定める実習評価基準に基づいて、実習担当教員が行うこととし、実習施設における実習指導者の評価、実習記録、実習レポート、面接などにより総合的な評価を行い、単位の認定を行うこととする。

サ 栄養教諭教育実習について

栄養教諭一種免許状については、本学教職課程委員会の定める「教育実習の実施計画」に基づいて行われる。担当教員は教職課程委員会との連携のもとに実習生の研究授業を参観し、その後で講評やアドバイスを行い、実習の成果が上がるように図る。

栄養教諭の教育実習については、前身となる人間健康学部健康栄養学科において、本学が所在する金沢市をはじめとして、近郊にある野々市市、小松市、白山市の4市の教育委員会との間で「栄養教育実習生の受入証明書」を交わしている。新学部においても、引き続きこれらを実習先とすることとしており、この4市を併せると人口70万人規模となることから、実習生の受入については問題ないと考えている。

成績評価については、事前に教育実習施設に対して本学所定の「教育実習評価表」を送付し、教育実習施設の実習指導結果を集約して、事項別評価（学習指導（教材研究・教科指導の技術）、生徒指導（生徒との触れあいと生徒指導）、勤務（勤務態度、出勤状況））及び所

見、総合評価を記述いただき、これを大学による教育実習単位評価の基礎資料とする。教育実習担当教職専任教員と各学部教職委員会委員を中心として、訪問指導教員の所見も反映させ、総合的に教育実習の単位評価をする。

【資料 7：各市教育委員会の受入証明書】

⑪ 編入学定員を設定する場合の具体的計画

ア 編入学の考え方および定員

本学科では 2 年制短期大学等での学修を終えた学生の入学を受け入れるため、3 年次 5 人の定員設定を行う。

本学科の編入学の条件として、原則として栄養士免許を有している学生、もしくは栄養士養成カリキュラムの中にある専門科目の多くを学んでいる学生を受け入れの対象とする。栄養士資格を有する、もしくは、それと同等の力を有し、管理栄養士受験資格を希望する者に受験機会を提供できるように配慮したいと考える。

なお、編入生の既修得単位のうち、本学科で開設する教養科目、外国語科目、専門基礎科目及び専門科目に相当すると判定された科目の単位を本学科で認める単位として認定する。また、専門基礎科目ならびに専門科目は、1 年次、2 年次開講科目を中心に認定を行う。

なお、卒業要件 128 単位のうち、学則第 27 条に定めるとおり、既取得単位の読み替えを行うものとする。認定する単位数の上限は、原則として 60 単位以内とするが、既卒の学校において栄養士資格取得に要した単位数を考慮する方針とする。

(2) 既修得単位の認定方法

既修得単位については、本学科の教育目的の達成を考慮したうえで、各編入学生の履修状況や履修科目の内容を踏まえ、編入学生毎に認定する。なお、認定単位は教務委員会での議論を経て、教授会において審議、承認される。

【資料 8：既修得単位読み替えの例】

(3) 履修指導方法および教育上の配慮

本学科に編入学後、新たに修得する単位と既修得単位として認定された単位を合わせて 128 単位を満たすとともに、栄養学科の学則において必修となっている単位を修得していることが卒業要件となる。

編入学生に対しては、新入学生に対するものと同様に、入学時オリエンテーションを実施する。編入学生は、編入学と同時にいずれかのゼミに配属されることになる。編入学前の面談を通じて、これまで学んできた分野や学生本人の希望・適正を見極め、配属先のゼミを決定することで、編入学後の不都合が生じないようにする。

基本的に 3 年次以降のカリキュラムを履修することになるが、編入学以前の科目履修状況や個々の状況に応じて、2 年次までの開設科目を履修する場合もある。履修指導は、ゼミ

担当教員および教務担当教員等が個別面談を通じて適切に行う。編入学生が資格免許取得を希望した場合は、取得希望の資格免許に合わせた履修指導を行う。通常のカリキュラムや時間割の中で、必要な単位を修得することが難しい場合は、CAP 制から除外したり、集中授業を開講したりする等の配慮を行う。

【資料 9：編入後の履修モデル】

⑫ 管理運営

本学では、大学学則第 1 条において教育基本法及び学校教育法に従うことを謳っており、管理運営については同第 40 条において、学部及び基礎教育機構（以下「学部等」という。）に教授会を置くことが規定されている。これに続いて、同第 41 条では教授会の構成が規定され、同第 42 条では教授会で審議すべき事項が規定されている。また、同第 43 条では「教授会について必要な事項は、それぞれの学部等で定める」として、教授会の定足数や審議内容などを規定する各学部等の教授会規程が整備されている。なお、本学学則は教育基本法の改正に伴う改正を済ませている。

今般新たに設置する栄養学部においても、その前身である人間健康学部の例に倣い、従来どおり各月 1 回の定例教授会、入試区分ごとの入試教授会及び臨時教授会を開催することとしている。また、教授会のもとには各種委員会が置かれており、主要な委員会には、教務委員会、学生委員会、入学試験運営委員会、学生募集委員会などがあり、それぞれの委員は学部教員から選出される。各学部間等の連携・調整を図るための横断的組織として、各学部等委員会の代表者によって全学委員会が組織されている。

また、本学では、教学に関する重要事項を審議し、各学部間等の連携・調整を図るための機関として教学審議会を置くことが学則第 39 条の 2 で規定され、同条 3 にはその構成員、同条 4 には審議のうえ、学長に意見を述べる事項、同条 5 には学長が教学審議会を招集し、その議長となることが規定されている。

本学部教員は、上記の上位機関と連携を持ちながら、新たに設置する栄養学部栄養学科の学生の教育・指導に専心することとする。

また、本学では、「金沢学院大学・金沢学院短期大学 研究活動における倫理基準」を平成 19 年に制定し、学術研究機関として社会から課せられた付託に応える使命を自覚し、研究者が守るべき倫理観を提示している。その中で、研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を失う行為であり、「捏造」、「改ざん」、「盗用」について厳しく戒めている。また、不正行為等の通報に対処するため、調査、審議、検討を行う組織として、学長を委員長とする「金沢学院大学・金沢学院短期大学 研究倫理委員会」を設置することとしている。

【資料 10 金沢学院大学・短期大学 研究活動における倫理基準】

【資料 11 金沢学院大学・金沢学院短期大学 研究倫理委員会】

【資料 12 金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」倫理基準】

【資料 1 3 金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査】

⑬ 自己点検・評価

本学では、学則第 24 条の 2 において、「本学は、教育内容及び方法の改善を図るために、自ら点検・評価を行うとともに、組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と定めている。また、学校法人金沢学院大学評価委員会規程第 1 条において、「本法人は、設置する金沢学院大学及び金沢学院短期大学（以下「本学」という。）での教育水準の向上を図り、設置目的及び社会的使命を達成するため、学校教育法第 109 条及び学校教育法施行規則第 166 条の規定に則り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに認証評価機関における第三者評価を受け、教育研究機関として一層の伸展を図る。」と定めており、第 2 条では「前条の点検及び評価を行うため、本学に大学評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。」としている。

すなわち、本学の自己点検・評価は、「学校法人金沢学院大学評価委員会規程」並びに「大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、大学自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価が行われている。具体的には、各学部及び基礎教育機構の各委員 2 名による計 10 名を委員として選任して、委員会を組織し、教員組織、教育課程、教育環境（施設・設備）等の事項に関して具体的評価項目を設定し、自己点検・評価を行って報告書を作成することとしている。

【資料 1 4 学校法人金沢学院大学評価委員会規程】

【資料 1 5 金沢学院大学 自己点検・評価委員会規程】

ア 実施体制・方法について

自己点検・評価の実施体制については、大学自己点検・評価委員会規程の第 2 条、第 3 条に規定している。

具体的には、当該委員会は、学長の指名する委員長を含む 10 名の委員、並びに 1 名の担当部署職員から構成され、その任期は 2 年とするも、再任は妨げないものとして規定している。なお、委員長が必要と認めたときには、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができるものとし、広く意見を求めることができるように図られている。

また、第 6 条では、自己点検・評価を円滑に行うために、各学部等実務を担当する小委員会を置くことも規定している。

イ 評価項目及び公表

大学自己点検・評価委員会規程第 5 条において、
「自己点検・評価の項目は、つぎの各号に関する事項を基準に具体的な項目及び様式を委員会で定め、大学評価委員会の承認を得るものとする。

(1) 教育研究上の基本となる組織に関すること

- (2) 教員組織に関すること
- (3) 教育課程に関すること
- (4) 施設及び設備に関すること
- (5) 事務組織に関すること
- (6) 財務に関すること
- (7) (1)～(6)のほか、教育研究活動等に関すること」

と規定している。

大学評価委員会は、大学自己点検・評価委員会等の報告をもとに全学的なまとめを行い、3～5年に1度報告書を作成し、公表することとしている。

ウ 結果の活用

学校法人金沢学院大学評価委員会規程第8条において、「委員会は、それぞれの自己点検委員会の結果の報告を踏まえ、改善が必要と認められる事項については、その改善に努めるものとする。」と規定されており、評価委員会を中心に改善に努めている。

これまで、平成19年度および平成26年度に、大学及び大学院を含めた自己点検・評価を実施するとともに、(公財)日本高等教育評価機構による評価を受審しており、いずれも「適合」の認定を得ている。3回目の受審は令和3年を想定している。また、これに関連し、平成21年度および平成23年度に、大学自己点検評価を実施している。

以上の内容については、全て本学ホームページで公表している。

⑭ 情報の公開

本学では、ホームページが本学の教育研究の概況を伝える最も重要性の高い方法と考えており、学期の始まり等に合わせた定期的な内容更新はもとより、必要に応じた迅速な情報の更新・新規掲載が、委員会によって権限を付与された各学部等教員及び担当職員によって行われている。ホームページには、本学の教育理念・方針をはじめとする各学部・学科が目指す人材像や3つのポリシー及びこれを実現するための教育内容・教員等の教学関係の情報その他、志願者への入試情報、卒業者への各種手続きの情報、地域住民への貢献事業の情報などが掲載されている。近年は、学則、学部・学科等の設置趣旨及び履行状況報告書、自己点検評価報告書、財務情報（財産目録・収支計算書・貸借対照表、監事監査報告書等）等を掲載し、社会への積極的な情報提供に努めている。

なお、学校教育法施行規則第172条の2に定められている以下の項目についても本学ホームページ等で公表しており、その内容について以下に示す。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

本学の教育理念は「創造」であり、その実現のための三つの教育指針「ふるさとを愛し、地域社会に貢献する」「良識を培い、礼節を重んずる」「社会の要請に応え、構想する力、実

践する力を育む」を制定し、公表している。また、各学部及び学科の育成する人材像についてもホームページ上で公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開＞1. 学園に関する情報)

イ 教育研究上の基本組織に関すること

本学の学部学科の構成図については本学ホームページ「情報公開」にて公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/about/outline>, 情報公開＞1. 学園に関する情報＞学園概要)

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

本学の学部別教員数および年齢別教員数と研究者情報については本学ホームページ「情報公開」にて公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開＞2. 教員に関する情報)

また、個別の教員の紹介ページも別途用意しており、本学ホームページ上で確認できる。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp>, トップ＞金沢学院大学について＞教員紹介)

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

本学の入学者受入れ方針及び入学者数等については、本学ホームページ「情報公開」で、「入学者に関する情報」として入試情報や入学試験状況とともに公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開＞5. 入学者に関する情報)

また、卒業または修了者数や進学及び就職者数について、および収容定員や在学生数等については、同じく「情報公開」にて「学生に関する情報」として公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開＞3. 学生に関する情報)

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

本学では、授業に関する情報として、教育課程の編成方針と教育課程表を本学ホームページ上の「情報公開」にて公表している。あわせて、学則や学生便覧も閲覧できるようになっている。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開＞4. 修学に関する情報)

また、シラバスについてはweb上で確認できる体制を整えており、「情報公開」ページからのみでなく、トップページからもアクセスできるようにしている。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp>, トップ＞Webシラバス)

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

授業における評価の基準については、それぞれのシラバスに明記されている。シラバスに

については上述の通り、web 上で確認できるようになっている。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp>, トップ>Web シラバス)

また、学位授与の方針については、本学ホームページ「情報公開」にて公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開>4. 修学に関する情報)

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

本学の施設および設備等については、本学ホームページ「情報公開」に「施設に関する情報」として公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開>8. 施設に関する情報)

また、学生の教育研究環境に関する事項としては、同じく「情報公開」で「教育・研究活動に関する情報」として公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開>9. 教育・研究活動に関する情報)

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

学生が納付する学納金に関する情報は、本学ホームページ「情報公開」で公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開>6. 学納金に関する情報)

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

本学が学生の修学や進路選択に対して行っている支援として、奨学金制度や就職支援、資格支援について、心身の健康に係る支援として、保健室やなんでも相談室の開設について、それぞれ本学ホームページ「情報公開」にて公表している。

(<https://www.kanazawa-gu.ac.jp/page/information>, 情報公開>7. 学生への支援に関する情報)

⑮ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、授業の内容及び方法の改善を図るため、「金沢学院大学ファカルティデベロップメント (FD) 委員会規程」に基づき FD 委員会を組織し、全学的にファカルティ・デベロップメント (以下、FD という) を推進する体制を構築している。具体的には、「大学専任教員対象の教員研修会」「教員同士で授業を参観しあうピア・レビュー」を実施している。また、授業の内容及び方法の改善を行うため、学生による授業アンケートを実施している。これらは新学科設置後も大学として継続的に実施していく計画である。また、今後さらに教員の職能を高めていくために、学外における FD 研修会・研究会等の情報提供と参加の奨励を行っていく予定である。

また、本学部では、学部内に「学部 FD 推進委員会」を設置し、学部内での FD 活動も実施する予定である。

【資料 1 6 金沢学院大学 FD 委員会規程】

(1) 全学レベルでの FD 活動

平成 25 年度以降、授業方法として、アクティブ・ラーニングを積極的に推進することを目指し、春、夏、冬の 3 回に渡って様々な取り組みを紹介しつつ、実践的な導入事例の発表やグループワークなどを実施する全学 FD 研修会を実施してきた。今後も、社会の動向を敏感に捉えながら、時代に応じたテーマによる、全学 FD 研修会を開催していく計画である。

さらに、前期と後期に、教員相互に授業を参観しあうピア・レビュー期間を設け、併設の短期大学を含めた学部・学科の枠を越えた授業参観を実施し、その参観記録（ピア・レビューシート）が授業担当者に渡される「教員同士で授業を参観しあうピア・レビュー」を実施してきた。併せて、前期・後期の学期末に学生による授業改善アンケートも実施され、その結果についても教員にフィードバックされる。これらの取り組みについては、新設される学部・学科においても実施することとする。

(2) SD (Staff Development) の実施

平成 29 年 4 月の大学設置基準の改正にともない、全教職員を対象としたスタッフ・ディベロップメント（以下、SD という。）の機会を設けることが義務づけられた。本学においても、本学の将来を見据えた人材育成計画を作成し、それに基づき、以下の通り、必要な SD を計画的に実施することとしている。

まず、毎年 4 月に新任者を対象とした初任者研修を実施する。この研修では、本学の建学の精神や教育理念、教育指針等についての説明と本学の組織体制についての理解を深めるために、各学部や各部署からそれぞれの教育内容および業務についての説明などを行うこととしている。

その他、教職員全体に対しては原則、年 3 回程度、8 月、12 月、2 月の学生の長期休業中などを利用して、SD 研修会を開催することとしている。令和元年度に実施した具体的な研修のテーマについては、下記の通りである。

・大学におけるインクルーシブ教育（9 月 4 日）

このようなテーマについて、併設する金沢学院短期大学や金沢学院高校の教職員とも合同で研修会を開催する。研修会では、外部講師や学内講師を招いての講演（講義）を行うとともに、グループワークの機会も設け、教職員同士で学びあい、研鑽していくことができる機会を設けることとしている。もちろん、これらに限定したものではなく、急速に変化する社会の流れや地域の要請にも対応し、その都度、必要と考えられるテーマで研修会を実施することとする。

また、大学設置基準第 42 条の 3 において、「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 25 条の 3 に規定する研修に該当するものを除く。）の

機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」と規定されることから、SD とは、研修の機会を設けることだけではなく、その他必要な取組も含まれると考えられる。よって本学では、本学主催の研修会だけでなく、教職員の各種学会や研究会、企業等が主催する研修会への積極的な参加を促したいと考えている。

さらに、このような学外での研修等を受講した教職員に対しては、学内において、他の教職員に対し、その研修内容等について報告・発表する場を設けることとし、レジュメやパワーポイント資料の作成や発表を経験させることにより、単なる研修の受講で終わらせるわけではなく、より効果のある人材育成につながると考えている。

そのためにも、様々な学びの機会についての情報を教職員に周知し、教職員が自身の業務遂行上の課題解決を中心に、必要性を感じた内容について自己研鑽を進めていけるよう、学園全体で教職員の職能開発に務めていきたいと考えている。

⑩ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

ア 教育課程内の取組について

栄養士又は管理栄養士の資格を取得すること第一に考えながら、この予測困難な時代に柔軟に対応し、自らが主体となって問題を発見・解決することのできる、また、地域に積極的に貢献できる学生を育て、社会的・職業的に自立した学生を送り出す。

イ 教育課程外の取組について

社会的・職業的自立を図るための教育課程外の取組みとして、前身である人間健康学部健康栄養学科と同様に、本学部では学内の就職支援部と緊密に連携して、以下のような講座や行事を行うこととする。

就職支援としては、1年次から受講可能な「KGC 講座(金沢学院キャリア講座)」によって、学生は就職試験対策を基礎から学ぶ。

就職活動が解禁される前には、学生に本学で作成している『就職ノート』を配付し、学生が円滑に就職活動を進めていくための支援をするとともに、学生・ゼミ担当等教員・就職支援部職員との三者面談を随時実施し、よりきめ細やかな就職活動の支援を個別に行う。

就職活動が解禁された後には、本学単独の合同企業説明会を数回、また個別企業説明会を随時学内で実施することにより、学生にさまざまな企業と直接接触する場を提供するだけでなく、学生と教員・職員が密に連絡を取り合うことで、学生一人ひとりの就職活動の把握に努め、必要に応じて面接の練習やエントリーシートの添削指導なども実施している。また、就職指導部では就職活動にあわせた独自のガイダンスや就職合宿を行っており、学生の速やかな就職活動への移行をサポートする。

また従来、1年次後期からは学力と学習意識が高い学生が自主的に参加・活動できる「フロンランナープログラム」を実施している。これは、1年次後期から2年次の学生を中心

にしたプログラムであり、専門性の高い職種の採用試験に突破できるよう専任教員が高度で専門的な学びの指導にあたる体制も整えており、これは新学部においても継続する。

ウ 適切な体制の整備について

本学部では、教育課程内、教育課程外の両方の取り組みを関連・融合させた指導体制をとることとし、いずれにおいても、学部専任教職員が協働し、学生一人ひとりの適性を考慮したきめ細やかな指導を実施する。個別事例に対しても柔軟に対応し、他学部の教職員の支援も受けながら適切な指導体制の維持及び改善を行うものとする。

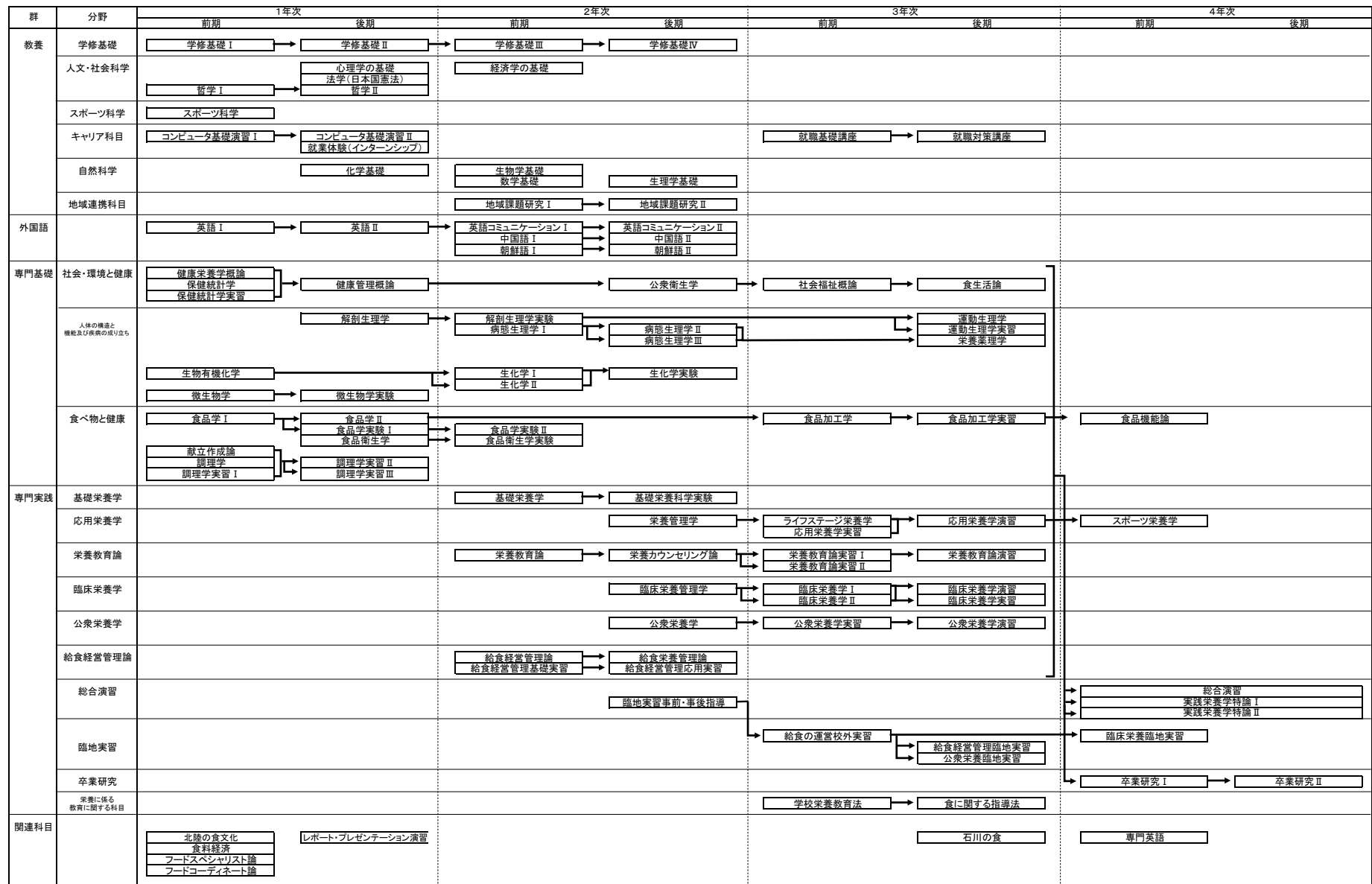
設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

- 資料 1 履修系統図
- 資料 2 授業時間割
- 資料 3 履修モデル
- 資料 4 卒業要件単位を修得することにより得られる資格・免許
- 資料 5 実習施設受け入れリスト
- 資料 6 承諾書
- 資料 7 各市教育委員会の受入証明書
- 資料 8 編入生の既修得単位読み替えの例
- 資料 9 編入後の履修モデル
- 資料 10 金沢学院大学・短期大学 研究活動における倫理基準
- 資料 11 金沢学院大学・金沢学院短期大学 研究倫理委員会
- 資料 12 金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」倫理基準
- 資料 13 金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査
- 資料 14 学校法人金沢学院大学評価委員会規程
- 資料 15 金沢学院大学 自己点検・評価委員会規程
- 資料 16 金沢学院大学 FD 委員会規程

資料1

履修系統図



資料2

授業時間割(前期)

曜日	時間	健康栄養学科 1A	健康栄養学科 1B	健康栄養学科 2A	健康栄養学科 2B	健康栄養学科 3A	健康栄養学科 3B	健康栄養学科 4A	健康栄養学科 4B
月	1時限	9:10 学修基礎Ⅰ 川村、七尾、鶴見	学修基礎Ⅰ 川村、七尾、鶴見	中国語Ⅰ 林	中国語Ⅰ 林			食品機能論 榎本	食品機能論 榎本
	2時限	10:50 食品学Ⅰ 榎本	食品学Ⅰ 榎本	生物学基礎 掛場	生物学基礎 掛場	特別活動と総合的な学習の時間の理論と実践	特別活動と総合的な学習の時間の理論と実践		
	3時限	13:10 哲学Ⅰ 中村	哲学Ⅰ 中村	英語コミュニケーションⅠ カニンガム	英語コミュニケーションⅠ カニンガム			総合演習 オムニバス	総合演習 オムニバス
	4時限	14:50 英語Ⅰ 塚崎	英語Ⅰ 吉本	数学基礎 中村	数学基礎 中村	臨床栄養学Ⅰ 掛場、鶴見	臨床栄養学Ⅰ 掛場、鶴見		
	5時限	16:30 生物有機化学 林	生物有機化学 林	朝鮮語Ⅰ 宋	朝鮮語Ⅰ 宋				
火	1時限	9:10 スポーツ科学 棟田	スポーツ科学 福井	地域課題研究Ⅰ 山脇	地域課題研究Ⅰ 山脇	臨床栄養学Ⅱ 掛場、鶴見	臨床栄養学Ⅱ 掛場、鶴見		
	2時限	10:50 北陸の食文化 新澤	北陸の食文化 新澤	生化学Ⅱ 林	生化学Ⅱ 林	学校栄養教育法 佐喜眞	学校栄養教育法 佐喜眞		
	3時限	13:10 コンピュータ基礎演習Ⅰ 中村		食品衛生学実験 矢野	食品学実験Ⅱ 榎本	応用栄養学実習 川村、鶴見	栄養教育論実習Ⅰ 七尾		
	4時限	14:50 保健統計学 櫻田	保健統計学 櫻田	食品衛生学実験 矢野	食品学実験Ⅱ 榎本	応用栄養学実習 川村、鶴見	栄養教育論実習Ⅰ 七尾		
	5時限	16:30 		教育心理学	教育心理学			実践栄養学特論Ⅰ オムニバス	実践栄養学特論Ⅰ オムニバス
水	1時限	9:10 調理学実習Ⅰ 西村	保健統計学実習 櫻田	経済学の基礎 深堀	経済学の基礎 深堀	就職基礎講座 渡邊、七尾	就職基礎講座 渡邊、七尾	スポーツ栄養学 川村、掛場	スポーツ栄養学 川村、掛場
	2時限	10:50 調理学実習Ⅰ 西村	保健統計学実習 櫻田	生化学Ⅰ 林	生化学Ⅰ 林	食品加工学 藤田	食品加工学 藤田	専門英語 カニンガム	専門英語 カニンガム
	3時限	13:10 	コンピュータ基礎演習Ⅰ 中村	病態生理学Ⅰ 渡邊	病態生理学Ⅰ 渡邊				
	4時限	14:50 		基礎栄養学 川村	基礎栄養学 川村	社会福祉概論 櫻田	社会福祉概論 櫻田		
	5時限	16:30 健康栄養学概論 西村、掛場	健康栄養学概論 西村、掛場	特別支援教育概論	特別支援教育概論				
木	1時限	9:10 教職論	教職論	食品学実験Ⅱ 榎本	食品衛生学実験 矢野	栄養教育論実習Ⅰ 七尾	公衆栄養学実習 上田		
	2時限	10:50 食料経済 小林	食料経済 小林	食品学実験Ⅱ 榎本	食品衛生学実験 矢野	栄養教育論実習Ⅰ 七尾	公衆栄養学実習 上田	栄養教育実習事前事後指導	栄養教育実習事前事後指導
	3時限	13:10 微生物学 矢野	微生物学 矢野	給食経営管理論 飯田	給食経営管理論 飯田	ライフステージ栄養学 川村、掛場	ライフステージ栄養学 川村、掛場		
	4時限	14:50 調理学 西村	調理学 西村	栄養教育論 七尾	栄養教育論 七尾				
	5時限	16:30 		学修基礎Ⅲ 矢野	学修基礎Ⅲ 矢野			卒業研究Ⅰ 教員の指示で実施	卒業研究Ⅰ 教員の指示で実施
金	1時限	9:10 保健統計学実習 櫻田	調理学実習Ⅰ 西村	給食経営管理基礎実習 飯田	解剖生理学実験 渡邊	栄養教育論実習Ⅱ 七尾	応用栄養学実習 川村、鶴見		
	2時限	10:50 保健統計学実習 櫻田	調理学実習Ⅰ 西村	給食経営管理基礎実習 飯田	解剖生理学実験 渡邊	栄養教育論実習Ⅱ 七尾	応用栄養学実習 川村、鶴見		
	3時限	13:10 献立作成論 西村	献立作成論 西村	解剖生理学実験 渡邊	給食経営管理基礎実習 飯田	公衆栄養学実習 上田	栄養教育論実習Ⅱ 七尾		
	4時限	14:50 フードスペシャリスト論 松本	フードスペシャリスト論 松本	解剖生理学実験 渡邊	給食経営管理基礎実習 飯田	公衆栄養学実習 上田	栄養教育論実習Ⅱ 七尾		
	5時限	16:30 フードコーディネート論 しもおき	フードコーディネート論 しもおき	道德教育論	道德教育論			実践栄養学特論Ⅱ オムニバス	実践栄養学特論Ⅱ オムニバス
集中						給食の運営校外実習 飯田	給食の運営校外実習 飯田	臨床栄養臨地実習 掛場、鶴見	臨床栄養臨地実習 掛場、鶴見

授業時間割(後期)

曜日	時間	健康栄養学科 1A	健康栄養学科 1B	健康栄養学科 2A	健康栄養学科 2B	健康栄養学科 3A	健康栄養学科 3B	健康栄養学科 4A	健康栄養学科 4B
月	1時限	9:10 10:40	学修基礎Ⅱ 川村、榎本、鶴見	学修基礎Ⅱ 川村、榎本、鶴見	英語コミュニケーションⅡ カニンガム	英語コミュニケーションⅡ カニンガム	栄養薬理学 上田	栄養薬理学 上田	
	2時限	10:50 12:20	心理学の基礎 中崎、前川	心理学の基礎 中崎、前川	臨床栄養管理学 掛場、鶴見	臨床栄養管理学 掛場、鶴見	運動生理学 上田	運動生理学 上田	
	3時限	13:10 14:40	哲学Ⅱ 中村	哲学Ⅱ 中村	中国語Ⅱ 林	中国語Ⅱ 林	臨床栄養学演習 掛場、鶴見	栄養教育論演習 七尾	
	4時限	14:50 16:20	英語Ⅱ 塚崎	英語Ⅱ 吉本	公衆衛生学 櫻田	公衆衛生学 櫻田	公衆栄養学演習 上田	臨床栄養学演習 掛場、鶴見	
	5時限	16:30 18:00			朝鮮語Ⅱ 宋	朝鮮語Ⅱ 宋		実践栄養学特論Ⅱ オムニバス	実践栄養学特論Ⅱ オムニバス
火	1時限	9:10 10:40	微生物学実験 矢野	調理学実習Ⅱ 西村	教育行政・制度論	教育行政・制度論	運動生理学実習 上田		
	2時限	10:50 12:20	微生物学実験 矢野	調理学実習Ⅱ 西村	教育方法・技術論	教育方法・技術論	運動生理学実習 上田	応用栄養学演習 川村、掛場	
	3時限	13:10 14:40	コンピュータ基礎演習Ⅱ 中村		基礎栄養科学実験 川村		食生活論 新澤	食生活論 新澤	総合演習 オムニバス
	4時限	14:50 16:20	食品衛生学 矢野	食品衛生学 矢野	基礎栄養科学実験 川村		石川の食 平木、新澤	石川の食 平木、新澤	
	5時限	16:30 18:00	化学基礎 林	化学基礎 林	病態生理学Ⅱ 渡邊	病態生理学Ⅱ 渡邊			
水	1時限	9:10 10:40	レポート・プレゼンテーション演習 馬場先	レポート・プレゼンテーション演習 馬場先		基礎栄養科学実験 川村	就職対策講座 渡邊、七尾	就職対策講座 渡邊、七尾	
	2時限	10:50 12:20	解剖生理学 渡邊	解剖生理学 渡邊		基礎栄養科学実験 川村	栄養教育論演習 七尾		教職実践演習(栄養教諭)
	3時限	13:10 14:40	教育原論	教育原論	栄養管理学 川村、掛場	栄養管理学 川村、掛場	食品加工学実習 西村	運動生理学実習 上田	
	4時限	14:50 16:20	食品学Ⅱ 榎本	食品学Ⅱ 榎本	栄養カウンセリング論 七尾	栄養カウンセリング論 七尾	食品加工学実習 西村	運動生理学実習 上田	
	5時限	16:30 18:00		コンピュータ基礎演習Ⅱ 中村	地域課題研究Ⅱ 山脇	地域課題研究Ⅱ 山脇			卒業研究Ⅱ 教員の指示で実施
木	1時限	9:10 10:40	食品学実験Ⅰ 榎本	調理学実習Ⅲ 西村	生理学基礎 外山	生理学基礎 外山		臨床栄養学実習 掛場、鶴見	実践栄養学特論Ⅰ オムニバス
	2時限	10:50 12:20	食品学実験Ⅰ 榎本	調理学実習Ⅲ 西村	公衆栄養学 上田	公衆栄養学 上田		臨床栄養学実習 掛場、鶴見	
	3時限	13:10 14:40	調理学実習Ⅲ 西村	食品学実験Ⅰ 榎本	給食栄養管理論 飯田	給食栄養管理論 飯田	食に関する指導法 佐喜眞	食に関する指導法 佐喜眞	
	4時限	14:50 16:20	調理学実習Ⅲ 西村	食品学実験Ⅰ 榎本	病態生理学Ⅲ 渡邊	病態生理学Ⅲ 渡邊	応用栄養学演習 川村、掛場		
	5時限	16:30 18:00	健康管理概論 櫻田	健康管理概論 櫻田	臨地実習事前・事後指導 飯田	臨地実習事前・事後指導 飯田			
金	1時限	9:10 10:40	調理学実習Ⅱ 西村	微生物学実験 矢野	給食経営管理応用実習 飯田	生化学実験 林	臨床栄養学実習 掛場、鶴見	公衆栄養学演習 上田	
	2時限	10:50 12:20	調理学実習Ⅱ 西村	微生物学実験 矢野	給食経営管理応用実習 飯田	生化学実験 林	臨床栄養学実習 掛場、鶴見		
	3時限	13:10 14:40	法学(日本国憲法) 武村	法学(日本国憲法) 武村	生化学実験 林	給食経営管理応用実習 飯田	教育相談	教育相談	
	4時限	14:50 16:20	教育課程論	教育課程論	生化学実験 林	給食経営管理応用実習 飯田		食品加工学実習 西村	
	5時限	16:30 18:00			学修基礎Ⅳ 川村、鶴見	学修基礎Ⅳ 川村、鶴見		食品加工学実習 西村	
集中			就業体験(インターンシップ) 林、西村		生徒指導論		給食経営管理臨地実習 飯田	給食経営管理臨地実習 飯田	
							公衆栄養臨地実習 上田	公衆栄養臨地実習 上田	

資料3

履修モデル 【管理栄養士】 128単位

※履修科目は一例です

[illegible]

(参考) 栄養教諭履修モデル 【管理栄養士128単位】+【栄養教諭29単位】 157単位

※履修科目は一例です															
科目区分		必・選	1年次	必	選	2年次	必	選	3年次	必	選	4年次	必	選	
教養科目	学修基礎科目	必(8)	学修基礎Ⅰ(プレゼミⅠ) 学修基礎Ⅱ(プレゼミⅡ)	2 2		学修基礎Ⅲ 学修基礎Ⅳ	2 2								
	人文・社会科学	選(10)	法学(日本国憲法)		2										
	スポーツ科学	必(2)	スポーツ科学	2											
	キャリア科目	必(2) 選(5)	コンピュータ基礎演習Ⅰ		2				就職基礎講座 就職対策講座	1 1					
	自然科学	選(8)	化学基礎		2	生物学基礎		2							
	地域連携科目	選(4)													
外国語科目	外国語科目	必(4) 選(12)	英語Ⅰ 英語Ⅱ	2 2		英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ		2 2							
専門基礎科目	社会・環境と健康	必(4) 選(9)	健康栄養学概論 保健統計学 保健統計学実習 健康管理概論	2 2 1 2		公衆衛生学		2							
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	必(10) 選(14)	解剖生理学 生物有機化学 微生物学 微生物学実験	2 2 2 1		解剖生理学実験 生化学Ⅰ 生化学Ⅱ 生化学実験 病態生理学Ⅰ 病態生理学Ⅱ	1 2 2 1 2 2								
	食べ物と健康	必(11) 選(10)	食品学Ⅰ 食品学Ⅱ 食品学実験Ⅰ 食品衛生学 献立作成論 調理学 調理学実習Ⅰ 調理学実習Ⅱ 調理学実習Ⅲ	2 2 1 2 2 2 1 1 1		食品学実験Ⅱ 食品衛生学実験		1 1		食品加工学 食品加工学実習		2 1			
専門実践科目	基礎栄養学	必(3)				基礎栄養学 基礎栄養科学実験	2 1								
	応用栄養学	必(5) 選(4)				栄養管理学		2		ライフステージ栄養学 応用栄養学演習 応用栄養学実習		2 1			
	栄養教育論	必(3) 選(5)				栄養教育論 栄養カウンセリング論		2 2		栄養教育論演習 栄養教育論実習Ⅰ 栄養教育論実習Ⅱ		2 1 1			
	臨床栄養学	必(3) 選(6)				臨床栄養管理学		2		臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 臨床栄養学演習 臨床栄養学実習		2 2 2 1			
	公衆栄養学	必(2) 選(4)				公衆栄養学		2		公衆栄養学演習 公衆栄養学実習		2 1			
	給食経営管理論	必(3) 選(3)				給食経営管理論 給食栄養管理論 給食経営管理基礎実習 給食経営管理応用実習		2 2 1 1							
	総合演習	選(7)										総合演習 実践栄養学特論Ⅰ 実践栄養学特論Ⅱ		2 2 2	
	臨地実習	必(1) 選(4)								給食の運営校外実習 公衆栄養臨地実習		1 1	臨床栄養臨地実習		2
	卒業研究	必(6)										卒業研究Ⅰ 卒業研究Ⅱ		3 3	
	栄養に係わる教育に関する科目	選(4)								学校栄養教育法 食に関する指導法		2 2			
関連科目	関連科目	選(14)													
教職科目	栄養教諭	選(24)	教育原論 教職論 教育課程論 道徳教育論 教育方法・技術論 生徒指導論	2 2 2		教育行政・制度論 教育心理学 特別支援教育概論 教育相談		2 2 1 2 2 2 2		特別活動と総合的な学習の時間の理論と実践 教育相談		2 2	栄養教育実習事前事後指導 栄養教育実習 教職実践演習(栄養教諭)		1 1 2

資料4

栄養学部栄養学科の卒業要件単位を修得することにより得られる資格・免許

資格等の名称	種類		資格等取得条件
管理栄養士	国家試験受験資格取得	国家資格	卒業要件に含まれる単位の修得により
栄養士	免許状取得	国家資格	卒業要件に含まれる単位の修得により
栄養教諭一種	免許状取得	国家資格	卒業要件に含まれる単位の修得のほか、指定された教職科目の取得により
社会福祉主事	任用資格取得	国家資格	卒業要件に含まれる単位の修得により
フードスペシャリスト	認定試験受験資格取得	民間資格	卒業要件に含まれる単位の修得のほか、指定された自由科目の取得により

管理栄養士学校指定規則と教育課程・教員配置の状況に係る対比表

金沢学院大学栄養学部栄養学科

管理栄養士学校指定規則 で定められている教育内 容		単位数		本学授業科目名	単位数		専任教員の配置					備考			
		講義・演習	実験・実習		講義・演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
専門基礎科目	社会・環境と健康	6	10	健康栄養学概論	2		西村(池谷)栄恵	掛場 清美							
				保健統計学	2		櫻田惣太郎						医師		
				保健統計学実習		1	櫻田惣太郎						医師		
				公衆衛生学	2		櫻田惣太郎						医師		
				健康管理概論	2		櫻田惣太郎						医師		
				合計単位数	8	1									
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14		解剖生理学	2		渡邊琢夫						医師		
				解剖生理学実験		1	渡邊琢夫						医師		
				生物有機化学	2		林直之								
				生化学Ⅰ	2		林直之								
				生化学Ⅱ	2		林直之								
				生化学実験		1	林直之								
				微生物学	2		矢野俊博								
				微生物学実験		1	矢野俊博								
				病態生理学Ⅰ	2		渡邊琢夫						医師		
				病態生理学Ⅱ	2		渡邊琢夫						医師		
				合計単位数	14	3									
	食べ物と健康	8		食品学Ⅰ	2		榎本俊樹								
				食品学Ⅱ	2		榎本俊樹								
				食品学実験Ⅰ		1	榎本俊樹								
				食品学実験Ⅱ		1	榎本俊樹								
				食品加工学	2		藤田萩乃								
				食品機能論	2		榎本俊樹								
				食品加工学実習		1	西村(池谷)栄恵						管理栄養士		
				食品衛生学	2		矢野俊博								
				食品衛生学実験		1	矢野俊博								
				献立作成論	2		西村(池谷)栄恵						管理栄養士		
				調理学	2		西村(池谷)栄恵						管理栄養士		
				調理学実習Ⅰ		1	西村(池谷)栄恵						管理栄養士		
				調理学実習Ⅱ		1	西村(池谷)栄恵						管理栄養士		
				調理学実習Ⅲ		1	西村(池谷)栄恵						管理栄養士		
				合計単位数	14	7									
	小計	28	10	小計	36	11						0			
専門実践科目	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学	2		川村美笑子								
				基礎栄養科学実験		1	川村美笑子								
				合計単位数	2	1									
	応用栄養学	6		栄養管理学	2		川村美笑子	掛場清美					管理栄養士		
				ライフステージ栄養学	2		川村美笑子	掛場清美					管理栄養士		
				応用栄養学演習	2		川村美笑子	掛場清美					管理栄養士		
				応用栄養学実習		1	川村美笑子			鶴見田鶴子					
				合計単位数	6	1									
	栄養教育論	6		栄養教育論	2			七尾由美子					管理栄養士		
				栄養カウンセリング論	2			七尾由美子					管理栄養士		
				栄養教育論演習	2			七尾由美子					管理栄養士		
				栄養教育論実習Ⅰ		1		七尾由美子					管理栄養士		
				栄養教育論実習Ⅱ		1		七尾由美子					管理栄養士		
				合計単位数	6	2									
				臨床栄養管理学	2			掛場清美		鶴見田鶴子			管理栄養士		
	臨床栄養学	8		臨床栄養学Ⅰ	2			掛場清美		鶴見田鶴子		管理栄養士			
				臨床栄養学Ⅱ	2			掛場清美		鶴見田鶴子		管理栄養士			
				臨床栄養学演習	2			掛場清美		鶴見田鶴子		管理栄養士			
				臨床栄養学実習		1		掛場清美		鶴見田鶴子		管理栄養士			
				合計単位数	8	1									
	公衆栄養学	4		公衆栄養学	2		上田伸男						管理栄養士		
				公衆栄養学演習	2		上田伸男						管理栄養士		
				公衆栄養学実習		1	上田伸男						管理栄養士		
				合計単位数	4	1									
	給食経営管理論	4		給食経営管理論	2					飯田 範子			管理栄養士		
				給食栄養管理論	2					飯田 範子			管理栄養士		
				給食経営管理基礎実習		1				飯田 範子			管理栄養士		
				給食経営管理応用実習		1				飯田 範子			管理栄養士		
				合計単位数	4	2									
	総合演習	2		総合演習	2		西村(池谷)栄恵	掛場清美		飯田範子			管理栄養士		
							上田伸男	七尾由美子		鶴見田鶴子			管理栄養士		
							榎本俊樹								
							川村美笑子								
							櫻田惣太郎						医師		
							林直之								
							矢野俊博								
							渡邊琢夫						医師		
				実践栄養学特論Ⅰ	2		川村美笑子	掛場清美		飯田範子					
							林直之								
							渡邊琢夫								
				実践栄養学特論Ⅱ	2		上田伸男	七尾由美子					管理栄養士		
							榎本俊樹								
							川村美笑子								
							櫻田惣太郎						医師		
							西村(池谷)栄恵								
							矢野俊博								
				臨地実習事前・事後指導	1						飯田範子			管理栄養士	
				合計単位数	7	0									
	臨地実習	-	4	給食の運営校外実習		1				飯田範子			管理栄養士		
				臨床栄養臨地実習		2		掛場清美		鶴見田鶴子			管理栄養士		
				給食経営管理臨地実習		1				飯田範子			管理栄養士		
				公衆栄養臨地実習		1	上田伸男						管理栄養士		
				合計単位数	0	5									
	小計	32	12	小計	37	13									
合計	60	22	合計単位数	73	24										
	82			97											

資料5

臨地実習受入リスト(臨床栄養)

	施設名	受入人数
1	金沢大学付属病院	6人
2	金沢医科大学病院	10人
3	国立病院機構金沢医療センター	10人
4	石川県立中央病院	3人
5	金沢赤十字病院	3人
6	金沢市立病院	3人
7	浅ノ川総合病院	3人
8	金沢西病院	5人
9	城北病院	6人
10	金沢脳神経外科	2人
11	公立松任石川中央病院	2人
12	小松市民病院	2人
13	能美市立病院	3人
14	加賀市民病院	4人
15	芳珠記念病院	3人
16	恵寿総合病院	4人
17	公立能登総合病院	3人
18	市立輪島病院	2人
19	珠洲市総合病院	1人
20	富山大学附属病院	4人
21	富山県立病院	2人
22	富山市立病院	2人
23	富山赤十字病院	1人
24	国立病院機構富山病院	10人
25	高岡厚生連病院	4人
26	砺波市立病院	2人
27	福井大学附属病院	4人
28	福井県立病院	2人
29	福井済生会病院	6人
30	福井赤十字病院	2人
合計		114人

臨地実習受入リスト（福祉施設・事業所）

	施設名	受入人数
1	PFUライフエージェンシー株式会社	3人
2	特別養護老人ホーム 千木園	5人
3	特別養護老人ホーム 第三万陽苑	4人
4	特別養護老人ホーム 第二万陽苑	4人
5	特別養護老人ホーム やすはら苑	3人
6	特別養護老人ホーム 万陽苑	4人
7	特別養護老人ホーム つるべ荘	4人
8	障害者支援施設 ハビリポート若葉	4人
9	特別養護老人ホーム 福寿園	6人
10	特別養護老人ホーム 眉丈園	5人
11	特別養護老人ホーム 慈妙院加賀	5人
12	特別養護老人ホーム 鹿寿苑	2人
13	特別養護老人ホーム あつとほーむ若葉	4人
14	特別養護老人ホーム 松美苑	6人
15	養護養護ホーム 松寿園	4人
16	特別養護老人ホーム 寿晃園	6人
17	介護老人福祉施設 福久ケアセンター	6人
18	介護老人福祉施設 ピカソ	4人
19	介護老人福祉施設 みらいの里太陽	5人
20	介護老人福祉施設 グリーン・ポート小松	5人
21	介護老人福祉施設 レウクサイド木場	2人
22	介護老人福祉施設 金沢南ケアセンター	4人
23	介護老人福祉施設 ふいらーじゅ	5人
24	介護老人福祉施設 あつぷる	2人
25	病院 岡部病院	3人
	合計	105人

臨地実習受入リスト（公衆栄養）

	保健所	受入人数
1	石川県	25人
2	羽咋市	4人
3	輪島市	2人
4	珠洲市	2人
5	能登町	2人
6	中能登町	2人
7	富山県	1人
8	富山市	5人
	合計	43人

資料 6

承 諾 書

資料8 編入生の既修得単位読み替えの例

既修得科目	単位数
教養科目	
健康スポーツⅠ	1
健康スポーツⅡ	1
法と社会	2
情報処理基礎	2
生物基礎	2
化学基礎	2
小計	10

外国語科目	
英語Ⅰ	2
英語Ⅱ	2
小計	4

専門科目	
公衆衛生学	2
健康管理概論	2
解剖生理学	2
解剖生理学実験	1
病態生理学	2
生化学	2
生化学実験	1
食品学Ⅰ	2
食品学Ⅱ	2
食品学実験	1
食品衛生学	2
食品衛生学実験	1
調理学	2
調理学実習Ⅰ	1
調理学実習Ⅱ	1
応用調理学実習	1
基礎栄養学	2
応用栄養学	2
応用栄養学実習	1
栄養指導論Ⅰ	2
栄養指導論Ⅱ	2
栄養指導論実習	1
臨床栄養学	2
臨床栄養学実習	1
公衆栄養学	2
給食管理論	2
給食管理実習Ⅰ	1
給食管理実習Ⅲ（校外実習）	1
小計	44
合計	58

読み替え科目	単位数
教養科目	
スポーツ科学	2
法学（日本国憲法）	2
コンピュータ基礎演習Ⅰ	2
生物学基礎	2
化学基礎	2
小計	10

外国語科目	
英語Ⅰ	2
英語Ⅱ	2
小計	4

専門科目	
公衆衛生学	2
健康管理概論	2
解剖生理学	2
解剖生理学実験	1
病態生理学Ⅰ	2
生化学Ⅰ	2
生化学実験	1
食品学Ⅰ	2
食品学Ⅱ	2
食品学実験Ⅰ	1
食品衛生学	2
食品衛生学実験	1
調理学	2
調理学実習Ⅰ	1
調理学実習Ⅱ	1
調理学実習Ⅲ	1
基礎栄養学	2
栄養管理学	2
応用栄養学実習	1
栄養教育論	2
栄養教育論実習Ⅰ	1
臨床栄養管理学	2
臨床栄養学実習	1
公衆栄養学	2
給食経営管理論	2
給食経営管理基礎実習	1
給食の運営校外実習	1
小計	42
合計	56

資料9

編入生履修モデル【管理栄養士】

※履修科目は一例です

科目区分		必・選	1年次	必	選	2年次	必	選	3年次	必	選	4年次	必	選
教養科目	学修基礎科目	必(8)							学修基礎Ⅰ(プレゼミⅠ) 学修基礎Ⅱ(プレゼミⅡ)	2 2		学修基礎Ⅲ 学修基礎Ⅳ	2 2	
	人文・社会科学	選(10)												
	スポーツ科学	必(2)												
	キャリア科目	必(2) 選(5)							就職基礎講座 就職対策講座	1 1				
	自然科学	選(8)												
	地域連携科目	選(4)												
外国語科目	外国語科目	必(4) 選(12)							英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ	2 2				
専門基礎科目	社会・環境と健康	必(4) 選(9)							健康栄養学概論 保健統計学	2 2		保健統計学実習		1
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	必(10) 選(14)							生物有機化学 生化学Ⅱ 微生物学 微生物学実験 病態生理学Ⅱ	 2 2 1 2				
	食べ物と健康	必(11) 選(10)							食品学実験Ⅱ 食品加工学 献立作成論	 1 2 2		食品加工学実習		1
専門実践科目	基礎栄養学	必(3)							基礎栄養科学実験	1				
	応用栄養学	必(5) 選(4)							ライフステージ栄養学 応用栄養学演習	2 2				
	栄養教育論	必(3) 選(5)							栄養カウンセリング論 栄養教育論演習 栄養教育論実習Ⅱ	 2 2 1				
	臨床栄養学	必(3) 選(6)							臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 臨床栄養学演習	2 2 2				
	公衆栄養学	必(2) 選(4)							公衆栄養学実習	1		公衆栄養学演習		2
	給食経営管理論	必(3) 選(3)							給食栄養管理論 給食経営管理応用実習	2 1				
	総合演習	選(7)										総合演習 実践栄養学特論Ⅰ 実践栄養学特論Ⅱ		2 2 2
	臨地実習	必(1) 選(4)							臨地実習事前・事後指導	1		臨床栄養臨地実習 公衆栄養臨地実習		2 1
	卒業研究	必(6)										卒業研究Ⅰ 卒業研究Ⅱ	3 3	
関連科目	関連科目	選(14)												

0

0

49

23

○金沢学院大学・金沢学院短期大学研究活動における倫理規準

施 行 平成 19 年 8 月 1 日

最終改正 平成 28 年 4 月 1 日

前文

金沢学院大学及び金沢学院短期大学（以下「本学」という）は、教育理念「創造」を抛りどころとする「知の創造」が、人類の平和と公共の福祉に大きく寄与するものとする。

この自負のもと、本学は、学術研究機関として社会から課せられた負託に応える使命を自覚し、所属する各研究者の自由な研究を保障するとともに、一方で研究者には自らの行動・態度を律する高度な倫理観を求めるものである。よって、本学に所属する教職員、学生など研究に携わる全ての者が守るべき倫理規準を以下により示す。

（目的）

第 1 条 本学は、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定める。

（定義）

第 2 条 「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を指し、学生等であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

（研究の信条）

第 3 条 研究者は、良心と信念に従い、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力等により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、人間の尊厳を重んじ、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動を行ってはならない。

3 研究者は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、日本学術会議が定めた「日本学術会議憲章」、「科学者の行動規範について」、「動物実験の

適正な実施に向けたガイドライン」、並びに厚生労働省等が定めた研究に関する指針等、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を自覚し、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

4 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、必要に応じて途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

5 研究者は、研究途中であっても、当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性がある判断された場合は、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(個人情報における事前説明及び同意)

第6条 研究者が、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を書面等により得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

2 研究者は、研究の推進上、協力者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

3 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(研究機器・薬品等の安全管理)

第9条 研究者は、研究実験において研究装置・機器、薬品及び各種材料等を用いるときは、関係法令、規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究実験の過程で生じた残滓物、廃棄物及び使用済みの薬品・材料等については、責任を持って処理しなければならない。

(研究成果発表の規準)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その必要な期間内において公表しないものとすることができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的整合性によって導かれた新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究者は、研究成果の発表に際しては、研究方法等を他の研究者から追試検証できるように、できるだけ具体的に提示しなければならない。

5 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は絶対にしてはならない。

(1) 捏造（存在しないデータの作成）

(2) 改ざん（データの変造、偽造）

(3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）

6 研究発表における不適切な引用や引用の不備、誇大な表現、誤解を生じさせる表現等は不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、真摯な表現をしなければならない。

（研究者の利益相反行為）

第 11 条 研究者は、次の各号に掲げる産官学連携活動を含む研究活動を行う場合は、利益相反が生じる恐れのあることを十分認識し、大学及び研究者に対する社会からの信頼が損なわれることのないように、透明性を確保しなければならない。

(1) 共同研究や受託研究を行い、または参加するとき

(2) 企業等への兼職を行うとき

(3) 企業等から寄付金、助成金及び設備・物品の供与を受けるとき

(4) 報酬、株式譲渡などの経済的利益を受けるとき

(5) 研究活動に関して、企業等から何らかの経済的価値を持つ便宜を供与されるとき

(6) 研究者が自己の発明などを企業等に技術移転するとき

(7) 前各号に定めるもののほか、本学研究倫理委員会が利益相反行為であると認めるとき

（オーサーシップの規準）

第 12 条 研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたことが明らかな場合に、適切なオーサーシップを認められる。

（研究費の取扱規準）

第 13 条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、本学の経理規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（他者の業績評価）

第 14 条 研究者が、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき

評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第 15 条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

- 2 本学は、この規準の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

- 3 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

- 4 前 3 項の目的を達成するため、本学は「金沢学院大学・金沢学院短期大学研究倫理委員会」を設置する。

- 5 「金沢学院大学・金沢学院短期大学研究倫理委員会」に関する事項は別に定める。

(事務)

第 16 条 この規準に関する事務は、総務部総務課が取り扱う。

附 則

- 1 この規準は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○金沢学院大学・金沢学院短期大学研究倫理委員会規程

施 行 平成 19 年 8 月 1 日

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 金沢学院大学・金沢学院短期大学研究活動における倫理規準（以下「規準」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項及び任務)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 規準第 1 4 条に定める本学の責務に関する事項
- (2) 規準の運用、解釈に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (4) その他必要な事項

2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

3 委員会は、規準第 1 4 条第 3 項に定める苦情・相談等に対応するものとする。

4 委員会は、研究者の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとする。これを受け、学長は処分にあたり、人事委員会に諮ることとする。

5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査・検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

(構 成)

第 3 条 委員会は、次の者でもって構成し、第 1 号を除く委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 大学各学部長
- (3) 短期大学各学科長
- (4) 大学教授及び短期大学教授から 2 名以内
- (6) 総務部長
- (7) 経理課長

(8)総務課長

(委員長及び委員会)

第4条 委員会には、委員長を置き、学長をもって充てる。

(任 期)

第5条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議 事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。

3 前項に拘わらず、第2条第4項に規定する「重大な違反行為」に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(相談員)

第8条 第2条第3項に定める苦情・相談等に対応するため、委員長を除く委員は相談員となる。

2 相談員は、苦情・相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

3 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要ある場合は委員会を開催するものとする。

4 公的研究費の取り扱いに関する相談等については、別に定める「金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の不正防止に関する規則」に従うものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、総務部総務課が行う。

附 則

1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

○金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」倫理規準

施 行 平成24年2月1日

最終改正 平成25年4月1日

(目 的)

第1条 この規準は、「金沢学院大学・金沢学院短期大学研究活動における倫理規準」に定めるもののほか、人を直接の対象とし、個人からその行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究（以下「人を対象とする研究」という）を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項を定める。

(研究の基本)

第2条 人を対象とする研究を行う者は、ヘルシンキ宣言の精神の下、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 人を対象とする研究を行う者は、法令及び所轄庁の告示、指針等を遵守しなければならない。

3 研究者は、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

4 人を対象とする研究を行う者が学生等の場合は、本条が定める研究者に準じて、研究者としての倫理規準を遵守するよう、研究を担当する教員が指導しなければならない。

(研究者の説明責任)

第3条 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するときには、提供者に対して研究目的・意義、研究成果の発表方法等、研究計画について分りやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、何らかの身体的、精神的負担若しくは苦痛を伴うことが予見される場合、提供者に対し、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第4条 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、予め提供者の同意を得ることを原則とする。

2 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱い及び、発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

4 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同

意を得なければならない。

5 提供者からの同意は、原則として文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。

6 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第5条 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、この規準の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究者は、必要あるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

(授業等における収集・採取)

第6条 教員が、授業（演習、実技、実験・実習を含む）等の教育実施過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、予め受講生の同意を得ることを原則とする。

2 教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生の成績評価において不公平感を生じさせてはならない。

(謝礼の提供)

第7条 研究者が提供者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(研究計画等の審査申請)

第8条 本学において、人を対象とする研究を行う研究者は、研究計画等を作成し、その審査を申請しなければならない。

(研究計画等の審査)

第9条 本学は、人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、研究の実施計画等の審査を行うものとする。

2 学生等が行う人を対象とする研究については、その学生を指導する教員が研究内容等を十分確認し、申請者として審査を代理申請しなければならない。

3 前項の目的を達成するため、金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会のもとに速やかに審査し、判定結果を研究者へ通知する。

4 倫理審査委員会の委員長は、特に支障がないと認められる研究については、委員会を開催することなく、回議をもって審査することができる。

(事務)

第10条 この規準に関する事務は、総務部総務課が行う。

附 則

- 1 この規準は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する
- 2 この規準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

○金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程

施 行 平成 24 年 2 月 1 日

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

（目 的）

第 1 条 『金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」倫理規準』第 9 条に規定する研究計画等の審査をするため、金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審査の基準）

第 2 条 審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- （1）関連する法令、所轄庁の指針等
- （2）金沢学院大学・金沢学院短期大学研究活動における倫理規準
- （3）金沢学院大学・金沢学院短期大学「人を対象とする研究」倫理規準

（委員会）

第 3 条 委員会は、次の者をもって構成する。

- （1）大学長並びに短期大学長
- （2）研究者が属する所属長（大学は学部長又は機構長とし、短大は学科長とする）
- （3）総務部長
- （4）教務部長
- （5）総務課長
- （6）大学長又は短期大学長が委嘱した教職員（2 名）

（任 期）

第 4 条 前条第 1 号から第 5 号の委員の任期は、その職の期間とする。

- 2 前条第 6 号の委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第 5 条 委員会の委員長は学長とする。

- 2 委員長は委員会を主宰し、代表する。

（議 事）

第 6 条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

3 研究計画等につき、委員でその審査を申請した者は、当該研究計画等に係る議事に参加することはできない。ただし、委員会の承認を得て出席し、発言することができる。

(審査の申請)

第7条 研究計画等の審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、別に定める研究計画等審査申請書により、学長に申請する。

2 学長は、研究計画等審査申請書を受理したときは、速やかにその審査を付議する。

(審査方法)

第8条 審査の方法は、書面審査又は合議審査とする。

2 委員会は、必要あるときは、申請者を当該研究計画等の審査を行う会議に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

3 審査の判定は、次に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 否認
- (5) 非該当

(書面審査)

第9条 委員長は、第7条第2項に定める審査の付議を受けたときは、委員により研究計画等審査申請書に基づき、書面により審査を行う。

2 書面審査の判定は、委員による回議により決定する。

3 前項の判定結果の承認は、委員の過半数の承認をもって確定する。

(合議審査)

第10条 書面審査において、委員より審議が必要との意見が出た場合、委員長は当該申請を合議審査に付し、判定を行うものとする。

2 前項の判定結果の承認は、委員の過半数の承認をもって確定する。

3 合議審査の委員会の議事は、第6条の規定により行う。

(審査の結果)

第11条 委員長は、研究計画等の審議の結果を、別に定める審査結果通知書により、速やかに申請者に通知すること。

2 審査の結果通知には、その理由を付記する。

3 審議の経過及び結果は、文書でもって記録、保存し、委員長が必要と認めたときは公表することができる。

(専門委員)

第 12 条 研究計画等の専門的な事項に関して調査、審議する必要がある場合、委員長は専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議事に加わることはできない。

3 専門委員は、当該専門事項の調査、審議等が終わったときに解職される。

(研究計画等の変更)

第 13 条 申請者が、第 8 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の判定を受けた研究計画等において、研究内容を変更しようとするときは、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 前項の「委員会の承認」の方法については、第 8 条の規定を準用する。

(再審査)

第 14 条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請の手続については第 7 条の規定を、審査の方法については第 8 条の規定をそれぞれ準用するものとし、その他再審査の手続に関する必要な事項は別に定める。

(委員会の運営)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会の議を経て、別に定めることができる。

(事 務)

第 16 条 委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て決定する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

○学校法人金沢学院大学評価委員会規程

施 行 平成 4 年 4 月 1 日

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 本法人は、設置する金沢学院大学及び金沢学院短期大学（以下「本学」という。）での教育水準の向上を図り、設置目的及び社会的使命を達成するため、学校教育法第 109 条及び学校教育法施行規則第 166 条の規定に則り、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに認証評価機関における第三者評価を受け、教育研究機関として一層の伸展を図る。

(設置と構成)

第 2 条 前条の点検及び評価を行うため、本学に大学評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 3 条 委員会は、次の役職等にある者を委員として組織する。

- (1) 大学長
- (2) 短期大学長
- (3) 大学、短期大学各副学長及びこの職に準ずる者
- (4) 大学の研究科長、各学部長及び基礎教育機構長
- (5) 短期大学の各学科長
- (6) 法人の役付理事
- (7) 総務部長、教務部長など幹部職員から 4 名以内
- (8) その他、理事長が任命する教職員

2 委員会に委員長を置き、理事長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、つぎのとおりとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 7 号の委員の任期は、その職にある時とする
- (2) 前条第 1 項第 8 号の委員の任期は、2 年間とし、再任を妨げない

(実施方法)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 点検及び評価の項目を設定すること
- (2) 点検及び評価の実施計画を策定すること
- (3) 点検及び評価結果の分析に関すること
- (4) 点検及び評価の結果に基づく改善措置に関すること

2 委員会は、点検及び評価に関し本学で作成した報告書に基づいて、文部科学大臣が認証する認証評価機関により受ける第三者評価に関する事項を取り扱う。

(実施の実務体制)

第6条 委員会は、前条の事項を遂行するために作業委員会を設け実務担当者を委嘱することができる。

2 委員会は、前条に係る点検及び評価を実施するため、大学院、大学及び短期大学にそれぞれ自己点検・評価委員会（以下「自己点検委員会」という。）を置く。

(自己点検委員会)

第7条 自己点検委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 点検及び評価の実施に関すること
- (2) 点検及び評価についての教職員への周知に関すること
- (3) その他必要なこと

2 それぞれの自己点検委員会は、点検及び評価の結果を報告書にまとめ委員会に報告しなければならない。

(結果の活用・公表等)

第8条 委員会は、それぞれの自己点検委員会の結果の報告を踏まえ、改善が必要と認められる事項については、その改善に努めるものとする。

2 委員会は、それぞれの自己点検委員会の点検及び評価の結果報告を基に、全学的なまとめを行い、少なくとも5年に一度報告書を作成し、公表する。

3 認証評価機関により受けた第三者評価に係る評価及びその他により受けた外部評価については、その評価及び対応策等を第8条第2項による報告書に追録として記録するものとする。

第9条 委員会の事務は、教務部企画課で行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年3月15日改正し、即日施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

○大学自己点検・評価委員会規程

施 行 平成 17 年 3 月 1 日

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人金沢学院大学評価委員会規程第 6 条第 2 項の定めに基づき、大学が自ら行う自己点検評価を実施するために置く、大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）に関し、必要な事項を定めるものである。

(構成)

第 2 条 大学の自己点検評価のために、大学各学部長及び基礎教育機構長が推薦する委員により委員会を組織する。なお、推薦の委員は、予め学長の承認を得るものとする。

2 委員会に委員長を置き、学長が任命する。

3 委員会の構成は、各学部及び基礎教育機構の各委員 2 名による計 8 名とし、この他に職員から 1 名を幹事として置く。

(任期)

第 3 条 前条の委員長、委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(委員以外の者の出席)

第 4 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(自己点検・評価項目・様式)

第 5 条 自己点検・評価の項目は、つぎの各号に関する事項を基準に具体的な項目及び様式を委員会で定め、大学評価委員会の承認を得るものとする。

(1) 教育研究上の基本となる組織に関すること

(2) 教員組織に関すること

(3) 教育課程に関すること

(4) 施設及び設備に関すること

(5) 事務組織に関すること

(6) 財務に関すること

(7) (1)～(6)のほか、教育研究活動等に関すること

(実施方法)

第6条 自己点検・評価を円滑に行うため、委員会は、具体的な実施方針を策定し、各学部及び基礎教育機構に小委員会を置き、実務を行う。

(結果の報告)

第7条 前条の小委員会は活動内容を報告書にまとめ委員会に提出する。

2 委員会は、前項の報告書および第5条に関する事項を取りまとめ、一部報告する場合には速やかに、全学的な報告とする場合には3～5年の間に1回以上、報告書を作成し大学評価委員会に報告する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務部企画課が主管して行う。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

○金沢学院大学ファカルティデベロップメント(F D)委員会規程

施 行 平成 20 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢学院大学学則第24条の2並びに学校法人金沢学院評価委員会規程第8条の定めに基づき、金沢学院大学(以下「本学」という。)に設置するファカルティ・デベロップメント(F D)委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、本学の教育研究活動の向上に関して検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、次の事項を審議し、必要に応じて教学審議会の議に付する。

- (1) F D活動の企画立案
- (2) F D活動の実施計画の立案
- (3) F D活動の点検
- (4) F D活動に関する情報の収集と提供
- (5) その他、理事長・学長の諮問する事項

2 委員会の承認のもとに、年度ごとに必要に応じた分野の小委員会を設ける。なお、小委員会は、委員会に検討・実施事項を報告するものとする。

3 委員会が必要と認める場合、併設校である金沢学院短期大学F D委員会と連携することができる。

(構成)

第3条 委員会は、原則として、次の各号に定める委員を以て組織する。ただし、必要がある場合、第3項が規定する小委員会委員の中から若干名を加えることができる。

- (1) 委員長
- (2) 委員（小委員長） 若干名

2 前項の委員長は学長が任命し、委員は委員長が委嘱する。

3 委員は、原則5名以内の小委員会委員を以て各小委員会を組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は1か年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代行する。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 委員会に係る事務は、総合企画部が所掌する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。